

# 仙 北 市

---

## 次世代育成支援行動計画 (後期計画)

平成 22 年 3 月  
仙 北 市



## は じ め に

いつの時代にあっても子どもたちは未来を担う宝です。

未来の宝である子供たち、この子供たちが健やかに育つ環境をつくっていくことは、私たち一人ひとりの責任でもあります。

子供たちは、多くの人との関わりの中で様々な影響を受け、また、学びながら成長します。しかし、少子化、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まり、男女が協力して子育てをしていく意識や社会的支援の仕組みも不十分になってきており、子育てを支える地域社会との結びつきなど、地域社会との交流により、子育てに喜びや楽しみを感じられる環境づくりが求められています。

こうした状況の中、仙北市では、平成17年度に策定した次世代育成支援行動計画（前期計画）の施策達成状況や市民の皆様のニーズなどを把握するために、保護者に対するアンケート調査を行い、また、次世代育成支援対策地域協議会よりご意見・ご提案をいただき、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定しました。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向け、今後とも皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

平成22年3月

仙北市長 門脇光浩



# 目次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格・位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画策定の方法 .....	3
<b>第2章 社会背景</b> .....	4
1. 子どもや子育て家庭をとりまく社会状況 .....	4
2. 国の政策動向 .....	6
<b>第3章 子どもと家庭を取り巻く現況</b> .....	10
1. 人口及び世帯の状況 .....	10
2. 就労の状況 .....	15
3. 保育所（園）・幼稚園、学校等の状況 .....	17
<b>第4章 保護者及び中高生の意識</b> .....	19
1. 保護者の意識について .....	19
2. 中高生の意識について .....	24
3. ゲームやインターネットについて .....	28
<b>第5章 計画の基本的方向</b> .....	31
1. 計画策定にあたっての視点 .....	31
2. 基本理念 .....	32
3. 基本目標 .....	33
4. 施策の体系 .....	35
5. 人口推計 .....	36
<b>第6章 本計画の着実な推進と施策の点検</b> .....	37
1. 基本的姿勢 .....	37
2. 計画の推進体制 .....	37
<b>第7章 後期計画の目標</b> .....	39

## 第2部 各論

<b>第1章 地域における子育ての支援</b> .....	43
1. 地域における子育て支援サービスの充実 .....	45
2. 保育サービスの充実 .....	47
3. 子育て支援のネットワークづくり .....	48
4. 児童の健全育成 .....	49

5.	交流事業の充実 .....	51
<b>第2章</b>	<b>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b> .....	52
1.	子どもや母親の健康の確保 .....	53
2.	「食育」の推進 .....	55
3.	思春期保健対策の充実 .....	56
4.	小児医療の充実 .....	56
<b>第3章</b>	<b>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b> .....	58
1.	次代の親の育成 .....	58
2.	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 .....	59
3.	家庭や地域の教育力の向上 .....	61
4.	子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	62
<b>第4章</b>	<b>子育てを支援する生活環境の整備</b> .....	63
1.	良質な住宅の確保 .....	63
2.	良好な居住環境の確保 .....	64
3.	安全な道路交通環境の整備 .....	64
4.	安心して外出できる環境の整備 .....	64
5.	安全・安心のまちづくり推進等 .....	65
<b>第5章</b>	<b>職業生活と家庭生活との両立の推進</b> .....	67
1.	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 .....	68
2.	仕事と子育ての両立の推進 .....	68
<b>第6章</b>	<b>子ども等の安全の確保</b> .....	70
1.	子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	70
2.	子どもを犯罪等から守るための活動の推進 .....	71
3.	防災活動 .....	72
<b>第7章</b>	<b>要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</b> .....	73
1.	児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進 .....	73
2.	ひとり親家庭の支援の推進 .....	75
3.	障がい児施策の充実 .....	75
<b>資料編</b>		
1.	仙北市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 .....	79
2.	仙北市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 .....	80

# 第1部 総論



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進んでおり、平成 17 年の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は 1.26 と過去最低となりました。平成 18 年には増加に転じ、平成 20 年の合計特殊出生率は 1.37 となっていますが、依然として人口を維持するのに必要とされる 2.08 という数値を大きく下回っている状況です。

少子化による影響は、子どもの健やかな成長だけでなく、若い労働力の減少や地域社会の活力の低下、年金、医療、介護などの社会保障費の増大など、社会経済全体に影響を及ぼすことが懸念され、「少子化問題」は取組むべき国政上の重要課題となっています。

これらの少子化対策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間の時限立法として平成 17 年 4 月に施行され、本市においても、子どもの育成・教育といった枠を超えて「いきいき のびのび 子育てのまち 仙北」の基本理念のもと、将来を担う世代の主体的な成長を支援するため、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする「仙北市次世代育成支援行動計画[前期計画]」を策定し、各種取組みを実施してきました。

少子化が進む今日、市民が安心して子どもを産み育て、明日の仙北市を創る子どもたちが元気に育つための「次世代育成支援」は、市政の最重要課題の 1 つであり、引き続き、平成 22～26 年度の 5 年間を計画期間として、本市の「次世代育成支援」の基本的な考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、行政が協働で取組んでいく施策・事業の方向を明らかにしていく必要があります。

前期計画の基本理念を継承し、子ども達に係る各種施策分野の連携と市民との協働により、仙北市次世代育成支援行動計画[後期計画]を策定します。

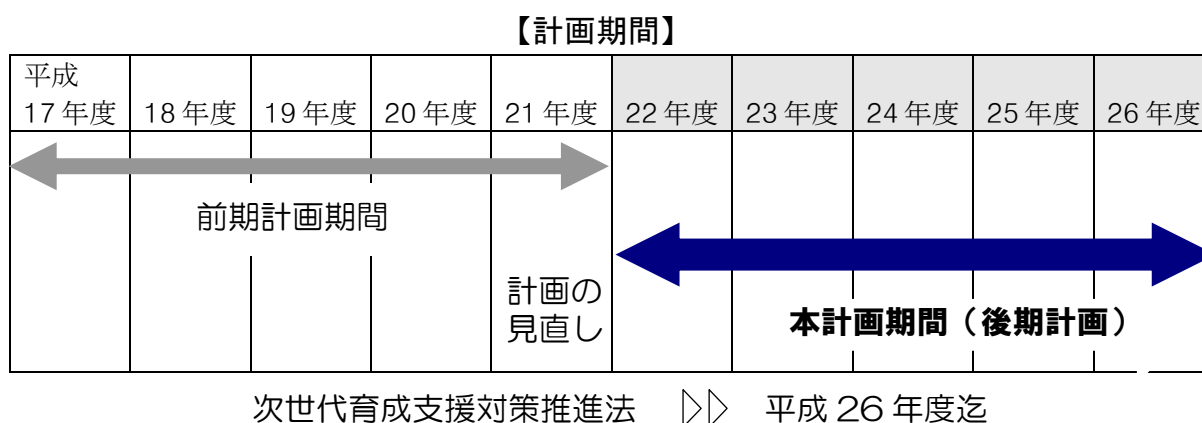
## 2. 計画の性格・位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「仙北市総合計画」や保健福祉関係計画、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定します。

なお、本計画では目標に向かって具体的に取り組んでいくため、各分野の現状と課題を示し、取り組むべき施策や目標を達成する上での目標値を明示します。

## 3. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が策定する行動計画を5年を1期として策定するもので、本後期計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。



#### 4. 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、子育て家庭や中学生・高校生の実態や意向を把握するため、「次世代育成支援に関するアンケート調査（以下「次世代育成支援アンケート調査」という。）を平成20年度に実施しました。また、市民、関係団体、有識者からなる「仙北市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、子育て支援のあり方について協議を重ねています。

**【次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査の概要】**

対 象	配布数	回収数	回収率
就学前児童世帯	1,100	784	71.3%
小学生世帯	1,398	1,115	79.8%
中学・高校生	797	758	95.1%
全 体	3,295	2,657	80.6%

## 第2章 社会背景

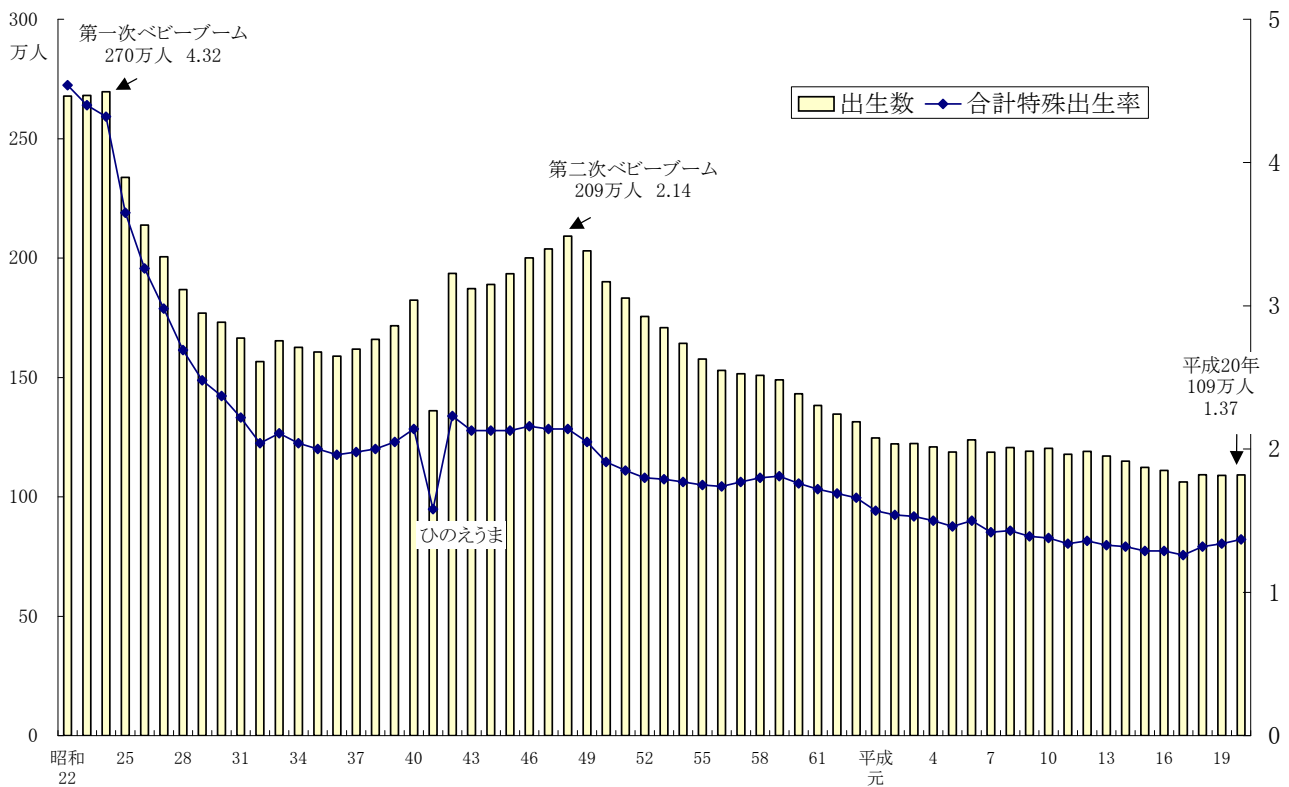
### 1. 子どもや子育て家庭をとりまく社会状況

#### ① 少子化傾向の持続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなったり、社会の活力が低下するなどの影響が懸念されています。

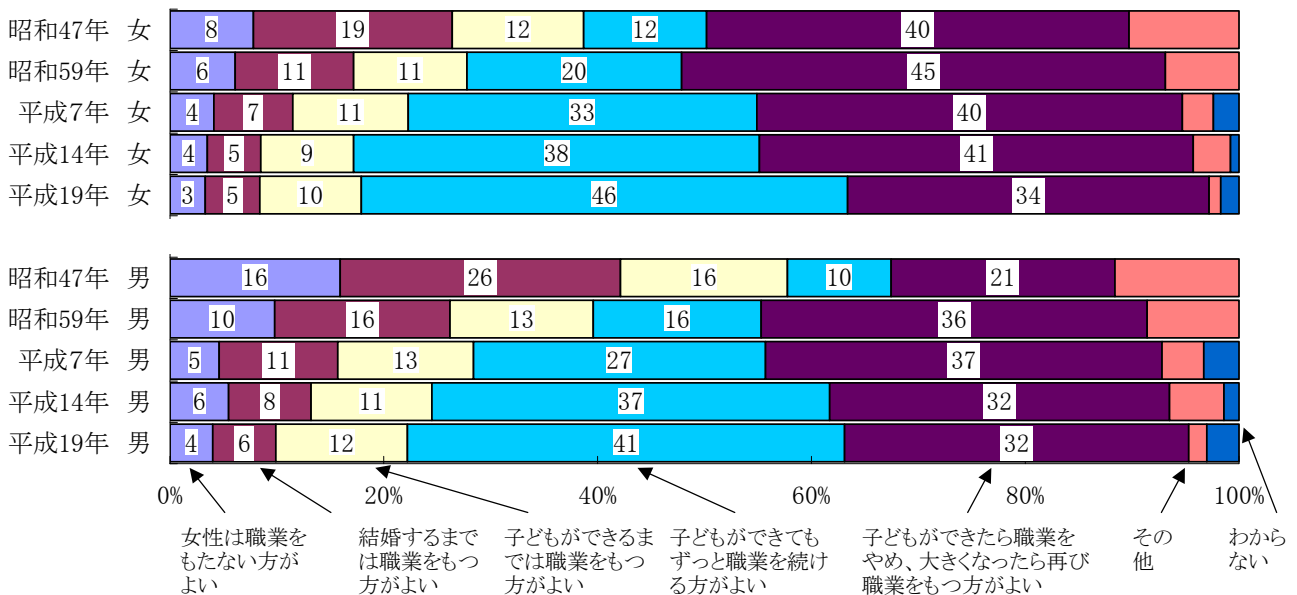
〔わが国の出生数と合計特殊出生率〕



## ② 女性の社会進出

女性の自意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

〔女性が職業をもつことに対する意識の変化〕



※昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。

資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

### ③ 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能や見守り機能の低下などがみられるとともに、育児の孤立化や慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

特に、少子化や都市化の進展、ライフスタイルの変化などによる地域の子育て機能の低下が社会問題の一つとなっており、これらは子どもたちの健やかな成長を妨げる要因となるだけでなく、いじめ、不登校、児童虐待などの遠因であるとも指摘されています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育み、見守る仕組みづくりが求められています。

## 2. 国の政策動向

わが国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

#### 〔国の政策動向〕

年	国の政策動向	摘要
平成2年	(1.57 ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン (7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か 年事業(7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成7年	育児休業給付の開始	

年	国の政策動向	摘 要
平成 9 年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画（平成 9～13 年度）を策定。
平成 10 年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成 11 年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など 6 項目を決定。
	新エンゼルプラン（12～16 年度）	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計 20 項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数 8 倍、ファミリーサポートセンター設置数 5 倍などの成果。
平成 12 年	健やか親子 21（平成 13～22 年度）	局長委嘱による「健やか親子 21 検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など 60 項目強の数値目標。計画期間の 26 年度までの延長が決定。
平成 13 年	待機児童ゼロ作戦（14～16 年度）	保育所受入児童数を平成 14～16 年度の 3 年間で 15 万人増が目標。15 万人増は達成。待機児童数は 16 年度から減少に転じた。
平成 14 年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
平成 15 年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性 8 割、男性 1 割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の行動計画策定を義務化。
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4 分野の重点課題に向けた 28 の行動を掲げる。
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン（17～21 年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「め

年	国の政策動向	摘 要
		ざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成21年4月現在で全国358カ所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定。
平成20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行动指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%に（現行20%）、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を60%に（現行19%）という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。

年	国の政策動向	摘 要
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。使途を明確にして消費税で賄う。
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第 1 次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	子ども・子育て応援プランの後継計画	

## 第3章 子どもと家庭を取り巻く現況

### 1. 人口及び世帯の状況

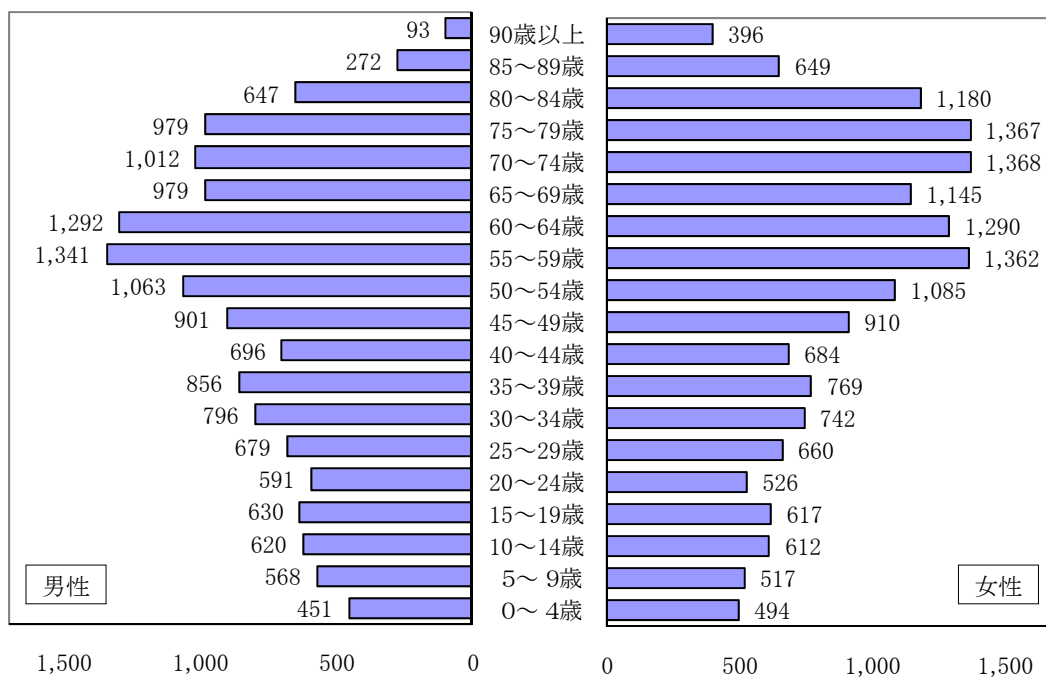
#### ① 進む少子高齢化

平成 21 年 9 月末の本市の総人口は、30,839 人となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中年期の人口が多く、男女ともに 55～59 歳を中心に大きくふくらみがみられます。しかし、55 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

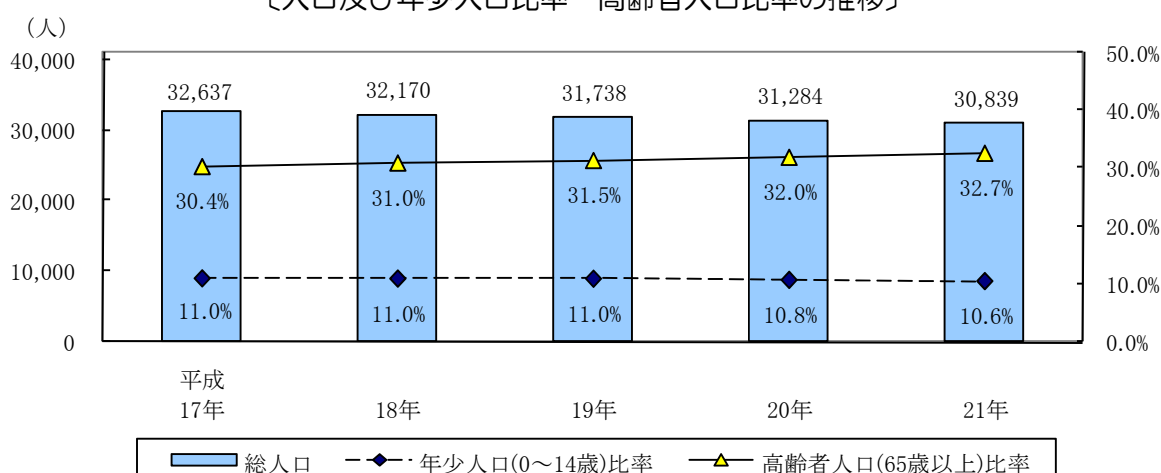
平成 17 年～平成 21 年の推移をみると、総人口は 5.5%減少しています。また、平成 21 年の年少人口比率は 10.6%、高齢者人口比率は 32.7%となっており、年少人口比率の低下や高齢者人口比率の上昇など、人口構成が変化し、少子高齢化の進行がみられます。

〔人口ピラミッド（平成 21 年 9 月 30 日現在）〕



資料：住民基本台帳

〔人口及び年少人口比率・高齢者人口比率の推移〕

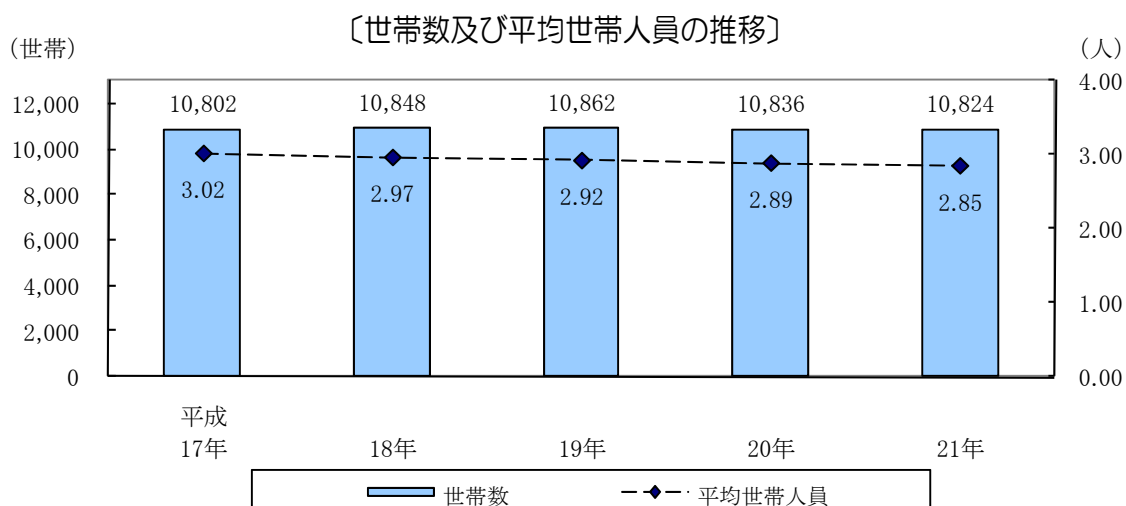


資料：住民基本台帳 [9月末]

## ② 世帯数及び平均世帯人員の推移

平成17年～平成21年の世帯数の推移をみると、平成17年の10,802世帯から平成21年の10,824世帯と22世帯の増加となっています。平均世帯人員の推移をみると、平成17年の3.02人から平成21年では2.85人と、4年間で、0.17人の減少となっています。

世帯数の増加、平均世帯人員の減少から、核家族化が進行していることがわかります。



資料：住民基本台帳 [9月末]

## ③ 人口動態

平成16年度～平成20年度の人口動態をみると、社会動態では、転出数が転入数を上回る社会減が続き、平成20年度は148人減となっています。自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、平成20年度は228人減となっています。社会動態、自然動態を差引した増減についても減少傾向で推移し、平成20年度は376人減となっています。

## 〔人口動態〕

(単位：人)

	社会動態				自然動態			差引増減
	転入数	転出数	その他	社会増減数	出生数	死亡数	自然増減数	
平成 16 年度	831	956	12	△ 113	218	331	△ 113	△ 226
17 年度	694	896	10	△ 192	191	414	△ 223	△ 415
18 年度	633	893	1	△ 259	232	449	△ 217	△ 476
19 年度	607	823	7	△ 209	184	428	△ 244	△ 453
20 年度	626	783	9	△ 148	203	431	△ 228	△ 376

## ④ 世帯の家族類型及び 1 世帯当りの人員

平成 17 年の一般世帯の家族類型では、本市はその他親族世帯が占める比率が秋田県及び全国の数値よりも高く 34.8%ですが、核家族世帯は秋田県及び全国より低く 44.0%となっています。また、1 世帯当りの人員は 3.05 人と秋田県及び全国の数値と比べると核家族化の進行は緩やかとなっています。

## 〔世帯の家族類型及び 1 世帯当りの人員 (平成 17 年)〕

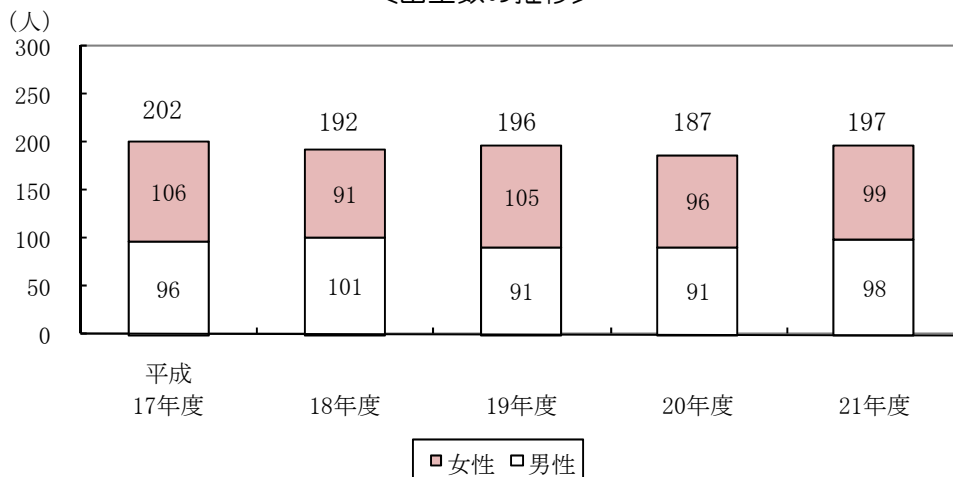
	一般世帯	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	1 世帯当たり人員
		核家族世帯	その他の親族世帯			
仙北市	10,261	8,092	4,518	3,574	30	3.05
	100.0%	78.9%	44.0%	34.8%	0.3%	
秋田県	100.0%	77.0%	51.3%	25.6%	0.3%	2.85
全 国	100.0%	70.0%	57.9%	12.1%	0.5%	2.55

資料：国勢調査

## ⑤ 出生数の推移

平成 17 年度～平成 21 年度の出生数の推移は、年によってばらつきがあり、平成 21 年には 197 人となっています。

〔出生数の推移〕

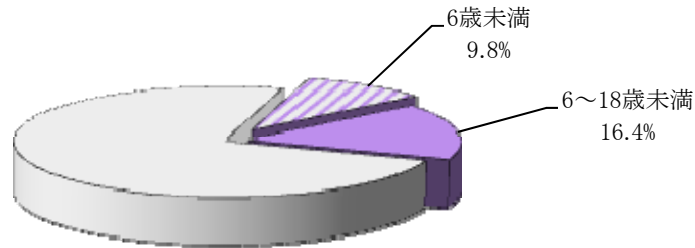


### ⑥ 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

平成17年の18歳未満の子どもがいる世帯（6歳未満9.8%、6～18歳未満16.4%）は26.2%となっています。子どものいる世帯の家族類型については、核家族世帯に比べてその他の親族世帯が多く、その他の親族世帯は6歳未満の子どもがいる世帯では67.4%、18歳未満の子どもがいる世帯では68.0%となっています。

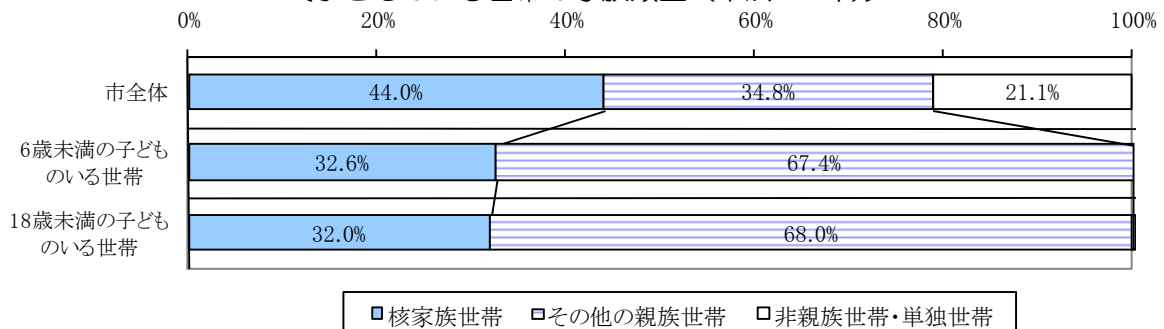
また、平成17年のひとり親世帯は106世帯にのぼり、その92%が母子世帯となっています。

〔一般世帯総数に占める子どものいる世帯（平成17年）〕



資料：国勢調査

〔子どものいる世帯の家族類型（平成17年）〕



資料：国勢調査

〔ひとり親世帯の状況（平成17年）〕

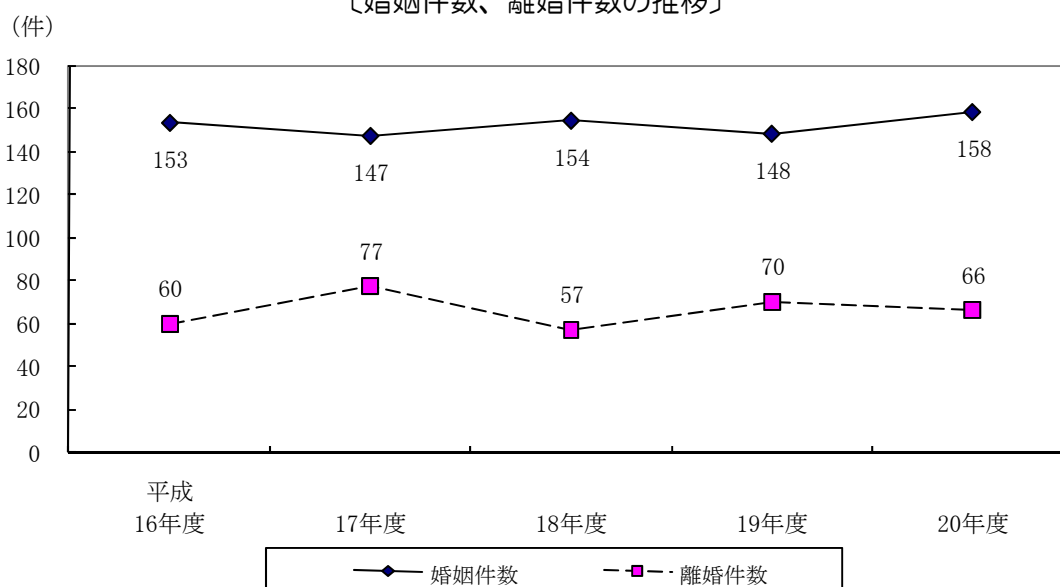
	母子世帯	父子世帯	計
6歳未満の子どものいる世帯	15	2	17
6～18歳未満の子どものいる世帯	82	7	89
合計	97	9	106

資料：国勢調査

⑦ 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、あまり増減がみられませんが、平成20年度は158件となっています。また、離婚件数は、増加と減少を繰り返しながら65件前後で推移し、平成20年度は66件となっています。

〔婚姻件数、離婚件数の推移〕

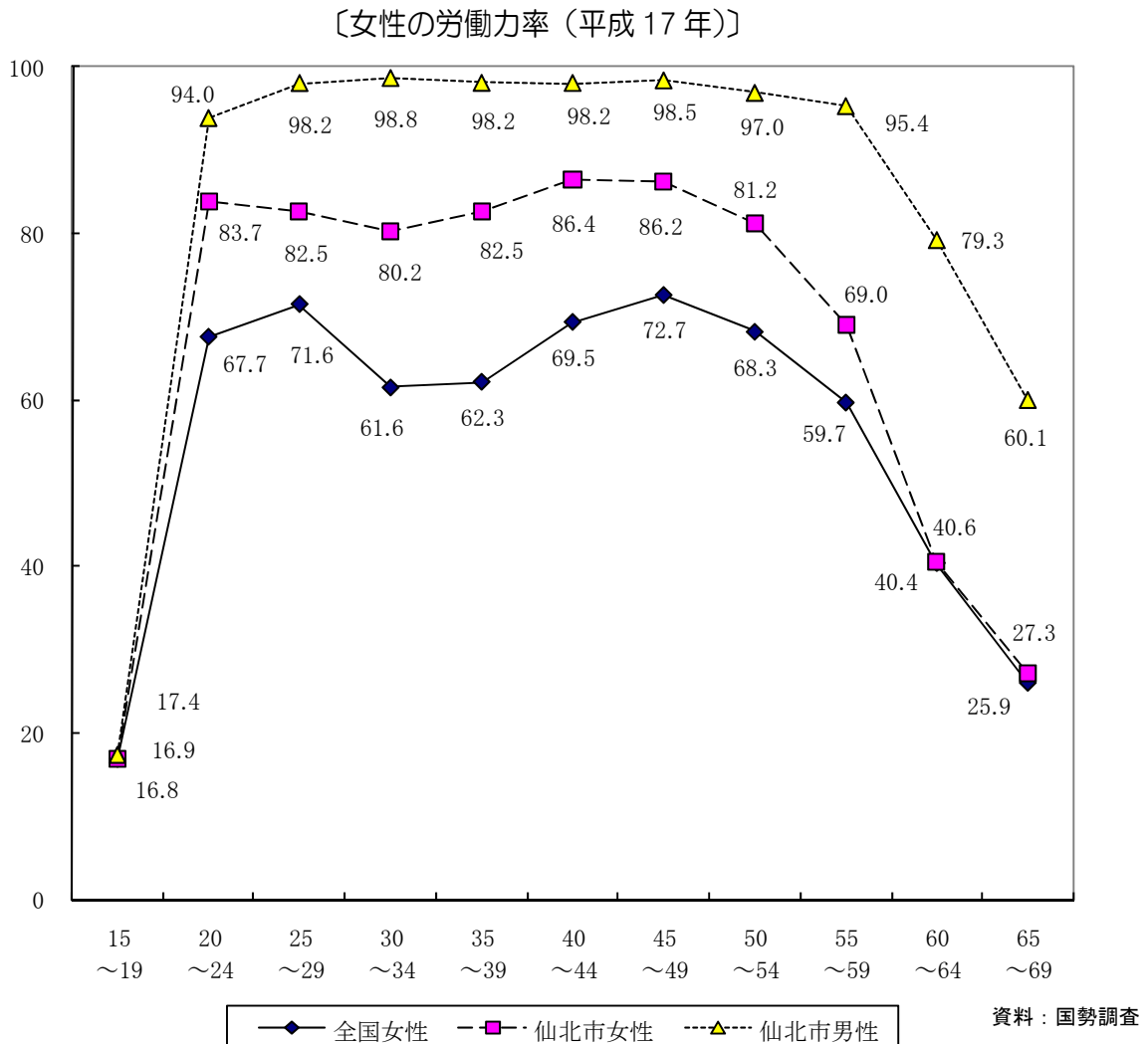


## 2. 就労の状況

### ① M字型の女性の労働力率

労働力率を年齢別でみると、男性は25～59歳の各年齢でいずれも94%を超え、台形型となっています。一方、女性も台形型に近いものの、20歳代前半の83.7%と、40歳代前半の86.4%をピークとし、子育て期となる30歳代前半の80.2%を最低とするM字型の状況がみられます。

なお、女性の労働力率を全国と比べると、仙北市では20歳以降の労働力率が高いこともあり、全国よりもM字型曲線のカーブが緩やかになっています。これら女性の就業率が高く、男性の育児への関わりが今後も重要となっており、女性だけではなく男性の子育てへの環境整備も求められています。



※ M字型曲線：わが国の女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、日本女性の働き方の特徴であり、「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いことを示していますが、近年はM字型が緩やかになっている傾向がみられ、欧米の形状に近づきつつあります。

## ② 産業別就労者数

平成12年から平成17年の産業別就労者数の推移をみると第1次産業の割合は若干増加し、第2次産業の割合が減少し、第3次産業は増加の傾向となっています。第3次産業の中でサービス業公務の割合が高いことから、今後もサービス業が伸びることにより新たな子育てサービスのニーズの増加が推測されます。

〔産業別就労者数及び割合の推移〕

	平成12年		平成17年	
	人数	割合	人数	割合
第1次産業	2,410	14.0%	2,272	14.3%
農業	2,190	90.9%	2,101	92.5%
林業	216	9.0%	165	7.3%
漁業	4	0.2%	6	0.3%
第2次産業	5,778	33.6%	4,541	28.5%
鉱業	88	1.5%	55	1.2%
建設業	2,846	49.3%	2,256	49.7%
製造業	2,844	49.2%	2,230	49.1%
第3次産業	9,018	52.4%	9,097	57.1%
電気・ガス・水道	60	0.7%	42	0.5%
運輸・通信業	621	6.9%	457	5.0%
卸売・小売業・飲食業	3,015	33.4%	4,079	44.8%
金融・保険業	209	2.3%	160	1.8%
不動産業	30	0.3%	36	0.4%
サービス業公務	5,083	56.4%	4,323	47.5%
※分類不能な産業	2	0.0%	18	0.1%
合 計	17,208	100%	15,928	100%

資料：国勢調査

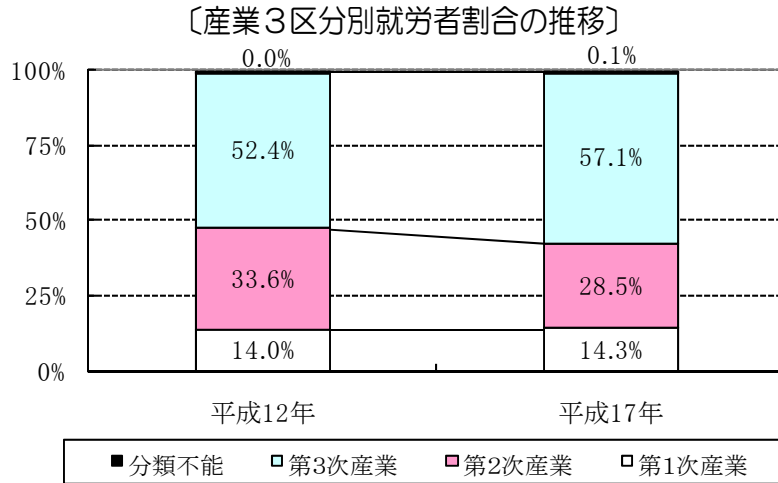
## ③ 産業3区分別就労者の推移

就労者数は、平成12年に17,208人でしたが平成17年には15,928人に減少しています。

従業者数を産業別で見ると平成12年の第1次産業従事者の割合が14.0%でしたが平成17年では14.3%に増加しています。

第2次産業従事者も平成12年で33.6%、平成17年が28.5%と減少しています。

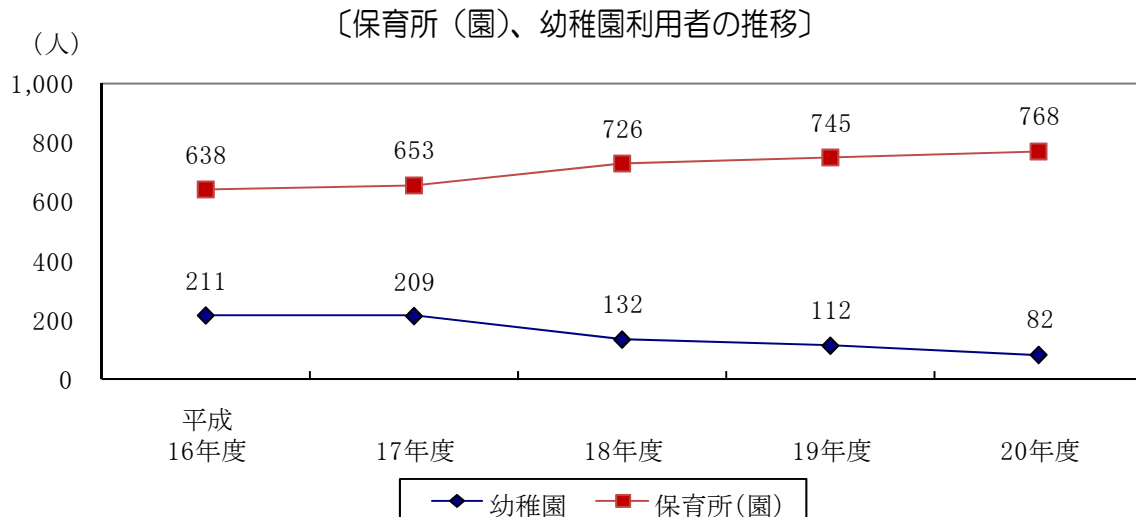
第3次産業従事者が平成12年の52.4%から平成17年には57.1%と従事者が最も増加している産業となっています。



### 3. 保育所（園）・幼稚園、学校等の状況

#### ① 保育所（園）、幼稚園利用者の推移

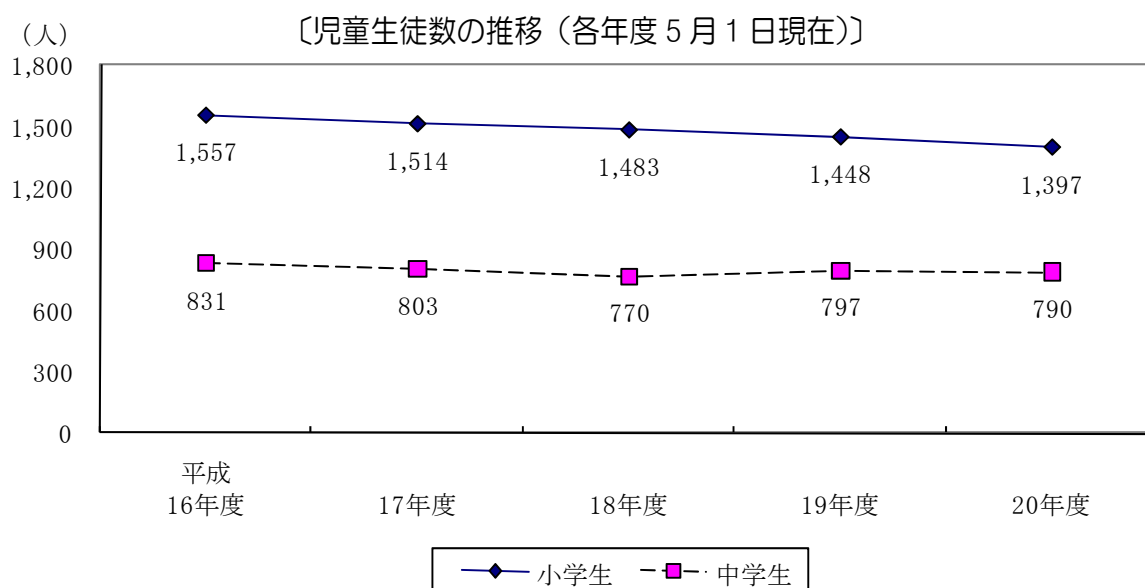
保育所（園）利用者数は平成17年度から平成18年度にかけて大幅に増加し、平成20年度は768人となっています。一方、幼稚園利用者数は平成17年度から平成18年度にかけて大幅に減少し、平成20年度は82人となっています。



#### ② 児童生徒数の推移

本市には、平成21年5月1日現在、小学校が7校、中学校が5校あります。平成20年度の小学校の児童数は1,397人で、平成16年度よりも160人減少しています。中学校の生徒数もやや減少しており、平成20年度は790人と平成16年度よりも41人少なくなっています。

今後も少子化により、児童生徒数は減少傾向の継続が予測されますが、青少年の育成は市の発展を図る上でも重要な課題のため、教育環境の整備・充実に取り組んでいく必要があります。



## 第4章 保護者及び中高生の意識

### 1. 保護者の意識について

#### ① 家族と一緒にとる朝食の状況

就学前児童保護者で「母親又は父親どちらかと子どものみで食べている」が40%、次いで「ほぼ家族全員そろって朝食を食べている」が34%、「親と子どもが、それぞれ別の時間に食べている」が10%となっている。また、小学生児童保護者では、「ほぼ家族全員そろって朝食を食べている」が40%、次いで「母親又は父親どちらかが子どもと食べている」が36%、「親と子どもが、それぞれ別の時間に食べている」が15%となっており、小学生児童保護者の方が、「ほぼ家族全員そろって朝食を食べている」割合が若干高い状況がみられる。

また、「家族がそろって食べる朝食・夕食の希望」の設問では、就学前児童保護者で「食べたいと思う」が93%、小学生児童保護者では「食べたいと思う」が94%となっている。

家族一緒に朝食を食べている状況	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
ほぼ家族全員そろって朝食を食べている	34.4	39.5
母親又は父親どちらかが子どもと食べている	40.1	36.1
祖父母が子どもと食べている	6.4	4.2
親と子どもが、それぞれ別の時間に食べている	10.1	15.2
家族のほとんどが朝食は食べない	0.6	0.4

家族がそろった朝食・夕食の希望	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
家族そろって食べたいと思う	93.0	94.2
家族そろって食べたいと思わない	2.7	1.7
わからない	4.0	3.0

## ② 母親の就労状況

就学前児童保護者で「フルタイム就労」が 41%、次いで「パートタイム・アルバイト等」が 30%、「以前就労していたが、現在働いていない」が 21%となっている。一方、小学生児童保護者では、「フルタイム就労」が 45%、次いで「パートタイム・アルバイト等」が 34%、「以前就労していたが、現在働いていない」が 14%となっている。「以前就労していたが、現在働いていない」は就学前児童保護者の方が多くみられる。

「母親のフルタイムへの転換希望」の設問では、就学前児童保護者で「希望があるが予定はない」が 39%、「希望がある」が 22%となっている。また、小学生児童保護者では、「希望があるが予定はない」が 37%、「希望がある」が 20%となっている。一方、「希望はない」といった回答は、就学前児童保護者で 22%、小学生児童保護者では 21%となっている。

母親の就労状況	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
フルタイム就労	41.1	45.1
フルタイム就労だが育休・介護休業中	4.8	0.6
パートタイム・アルバイト等	29.5	33.7
以前就労していたが、現在働いていない	20.9	14.2
就労したことがない	0.9	1.1

フルタイムへの転換希望	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
希望がある	22.0	19.8
希望があるが予定はない	38.8	37.1
希望はない	21.6	20.6

## ③ ファミリー・サポート・センター（就学前児童）

就学前児童保護者を対象としたファミリー・サポート・センターの利用希望については、「利用したい」が 30%、「利用予定はない」が 65%となっている。また、希望がある方の月間での利用希望日数については、「1～4日」が 49%、「5～9日」が 18%、「10～14日」が 8%となっている。

利用目的については、「子どもの病気等の緊急時に利用したい」が 54%、次いで「祖父母や友人等に預かってもらえないときに利用したい」が 52%、「保育施設等の不足時間を補うために利用したい」が 24%となっている。

全体	利用したい	利用予定はない	無回答
784 100.0	235 30.0	507 64.7	42 5.4

全体	1~4日	5~9日	10~14日	15日以上	無回答
235 100.0	115 48.9	43 18.3	19 8.1	11 4.7	47 20.0

全体	主たるサービスとして利用したい	保育施設等の不足時間を補うために利用したい	子どもの病気等の緊急時に利用したい	祖父母や友人等に預かってもらえないときに利用したい	冠婚葬祭等や買い物等外出の際に利用したい	保育施設等の送迎に利用したい	その他	無回答
235 100.0	21 8.9	56 23.8	126 53.6	123 52.3	54 23.0	46 19.6	6 2.6	3 1.3

#### ④ 子育て支援センター（就学前児童）

就学前児童保護者を対象とした子育て支援センターの利用状況については、「利用している」は6%、「利用していない」が92%となっており、利用日数については、「週1~2回」が83%みられる。

子育て支援センターを利用していない理由については、「時間がない」が20%、「サービスの利用方法がわからない」が11%となっているほか、「特に理由はない」が43%となっている。

一方、子育て支援センターの今後の利用意向については、「利用したい」が18%となっている。また、子育て支援センターを利用したい場合の希望回数については、「週1~2回」が91%となっている。

全体	利用している	利用していない	無回答
784 100.0	47 6.0	722 92.1	15 1.9

全体	週1~2回	週3~4回	週5回	週6回	週7回	無回答
47 100.0	39 83.0	-	-	1 2.1	-	7 14.9

全体	利用したいサービスが地域にない	地域のサービスの質に不安がある	地域のサービスの利便性が悪く利用しづらい	利用料がかかる	自分がサービス対象者になるのかわからない	時間がない	サービスの利用方法がわからない	その他	特に理由はない	無回答
722 100.0	51 7.1	3 0.4	25 3.5	4 0.6	36 5.0	146 20.2	80 11.1	51 7.1	312 43.2	14 1.9

全体	子育て支援センター	特にない	無回答
784 100.0	141 18.0	527 67.2	116 14.8

全体	週1~2回	週3~4回	週5回	週6回	週7回	無回答
141 100.0	128 90.8	2 1.4	1 0.7	-	-	10 7.1

## ⑤ 公立保育園の民営化（就学前児童）

就学前児童保護者を対象とした「保育園の民営化について、どんなことを期待されますか。あるいは心配されますか。」という設問については、「保育料が上がったりしないか心配される」が65%、次いで「保育サービスの内容や質の低下が心配される」が44%、「保育士の減員など保育の質の低下が心配される」が39%となっている。

また、望ましい市立保育園の給食方式については、「市が、献立・食材の仕入管理・調理を行う」が40%と多く、次いで「市が食材を仕入管理、委託業者が献立・調理を行う」が9%、「市が献立を作り、委託業者が食材の仕入管理・調理を行う」が7%となっている一方「わからない」が39%みられた。

問25 保育園の民営化についての考え〔%・複数回答〕						
全 体	保育料が下がることが期待できる	保育料が上がったりしないか心配される	保育サービスの内容や質の向上が期待できる	保育サービスの内容や質の低下が心配される	入園しやすくなることが期待できる	入園ができなくなるようなことはないか心配される
784 100.0	147 18.8	506 64.5	131 16.7	345 44.0	142 18.1	202 25.8
保育士の充実など質の向上が期待できる	保育士の減員など質の低下が心配される	利用者や住民の理解を得られるか心配される	民営化のプロセスに保護者の参画を期待したい	その他	無回答	
128 16.3	304 38.8	145 18.5	84 10.7	32 4.1	38 4.8	

問26 望ましい市立保育園の給食方式〔%〕						
全 体	市が、献立・食材の仕入管理・調理を行う	市が献立を作り、委託業者が食材の仕入管理・調理を行う	市が食材を仕入管理、委託業者が献立・調理を行う	わからない	その他	無回答
784 100.0	314 40.1	55 7.0	74 9.4	306 39.0	13 1.7	22 2.8

## ⑥ 子育て情報の入手先

就学前児童保護者と小学生児童保護者との比較では、「保育園、幼稚園から※」「学校から※」が就学前児童保護者で68%、小学生児童保護者で66%、「近所の人や知り合いから」が就学前児童保護者で54%、小学生児童保護者で62%、「家族から」が就学前児童保護者で55%、小学生児童保護者で56%となっている。

※ 就学前児童保護者では「保育園、幼稚園から」、小学生児童保護者では「学校から」としている。

子育て情報の入手先	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
家族から	54.6	56.4
保育園、幼稚園、学校から	68.2	65.8
近所の人や知り合いから	54.2	61.9
市の広報紙から	21.9	21.0
ラジオやテレビから	23.1	34.3
新聞や雑誌から	38.1	44.3

### ⑦ 子育ての悩み・気になること

就学前児童保護者で「子どもとの時間を十分とれないこと」が34%、次いで「食事や栄養に関すること」が31%、「病気や発育・発達に関すること」が26%となっている。小学生児童保護者では「子どもとの時間を十分とれないこと」が26%、「食事や栄養に関すること」が21%、「病気や発育・発達に関すること」が21%となっている。一方、「悩んでいることは特にない」については、就学前児童保護者で18%、小学生児童保護者で31%と、小学生児童保護者の方が比較的高い割合となっている。また、就学前児童保護者と小学生児童保護者双方において、約3割前後の回答者が「子どもとの時間を十分とれないこと」と回答しており、保護者と子どものコミュニケーション不足につながりかねない状況がうかがえる。

悩み・気になること	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
病気や発育・発達に関すること	25.6	20.4
食事や栄養に関すること	30.6	21.0
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	23.6	10.7
子どもとの時間を十分とれないこと	33.5	25.7
悩んでいることは特にない	18.1	30.5

### ⑧ 充実してほしい子育て支援施策

就学前児童保護者と小学生児童保護者との比較では、「安心できる医療体制を整備してほしい」が就学前児童保護者で67%、小学生児童保護者で59%、「身近に子連れが楽しめる場を増やしてほしい」が就学前児童保護者で61%、小学生児童保護者で50%、「屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が就学前児童保護者で58%、小学生児童保護者で54%となっている。

子育て支援施策の充実	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
気軽に集まれる場、イベントの機会がほしい	30.5	24.0
身近に子連れが楽しめる場を増やしてほしい	60.6	50.3
屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい	57.9	54.2
保育園や学校で多様なニーズに対応してほしい	24.1	24.8
安心できる医療体制を整備してほしい	67.2	58.8
企業に職場環境の改善を働きかけてほしい	19.3	15.6

## 2. 中高生の意識について

### ① 睡眠の状況

起床時間については、「6時半～7時」が43%、「6時～6時半」が29%、「7時～7時半」が16%となっている。

就寝時間については、「22時～23時」が32%、「23時～24時」が31%、「21時～22時」と「0時～1時」が共に15%となっている。

寝不足等の有無については、「ときどきある」が53%、次いで「週に半分ぐらいある」が19%、「毎日のようにある」が15%となっている。

全 体	6時前	6時～6時半	6時半～7時	7時～7時半	7時半～8時	8時以降	無回答
758 100.0	72 9.5	221 29.2	323 42.6	119 15.7	14 1.8	3 0.4	6 0.8

全 体	21時前	21時～22時	22時～23時	23時～24時	0時～1時	1時以降	無回答
758 100.0	10 1.3	114 15.0	244 32.2	236 31.1	113 14.9	36 4.7	5 0.7

全 体	毎日のようにある	週に半分ぐらいある	ときどきある	ほとんどない	無回答
758 100.0	115 15.2	147 19.4	400 52.8	88 11.6	8 1.1

## ② 食事の状況

朝食の状況については、「毎日食べる」が77%、「ほぼ毎日食べる」が13%となっている。

家族との朝食の状況については、「ほとんどが一人か子どもたちだけで食べている」が48%、次いで「ほぼ家族全員そろって朝食を食べている」が25%、「母親又は父親どちらかと食べている」が18%となっている。

朝食をとらない理由については、「用意されているが、食欲がない」が55%、次いで「用意されているが、時間がない」が45%となっている。

家族との夕食の状況については、「家族そろって食べる」が61%、次いで「家族の誰かと食べる」が29%、「ひとりで食べる」が7%となっている。

朝食又は夕食を家族そろって食べたいと思うかという設問については、「食べたいと思う」が61%、次いで「わからない」が24%、「食べたいと思わない」が14%となっている。

全 体	毎日食べる	ほぼ毎日食べる	週に半分は食べる	あまり食べない	食べない	無回答
758 100.0	580 76.5	98 12.9	26 3.4	35 4.6	14 1.8	5 0.7

全 体	ほぼ家族全員そろって朝食を食べている	母親又は父親どちらかと食べている	祖父母と食べている	ほとんどが一人か子どもたちだけで食べている	その他	無回答
704 100.0	174 24.7	123 17.5	29 4.1	339 48.2	38 5.4	1 0.1

全 体	用意されているが、時間がない	用意されているが、食欲がない	用意されているが、太りたくない	用意されているが、一人での食事なので	家族のほとんどが朝食は食べない	用意されていないので、食べられない	その他	無回答
49 100.0	22 44.9	27 55.1	3 6.1	- -	1 2.0	3 6.1	5 10.2	- -

全 体	家族そろって食べる	家族の誰かと食べる	ひとりで食べる	食べない	その他	無回答
758 100.0	463 61.1	219 28.9	53 7.0	6 0.8	12 1.6	5 0.7

全 体	食べたいと思う	食べたいと思わない	わからない	無回答
758 100.0	460 60.7	107 14.1	184 24.3	7 0.9

### ③ 両親との関係

家族（親や祖父母等）と日頃から学校や友人のこと、自分のことなどを話すかについては、「する・ときどきする」が45%、次いで「たまにする」が36%、「ほとんどしない」が12%となっている。

話をする相手については、「母親」が93%、次いで「父親」が53%、「祖母」が24%となっている。

父親は自分を理解しているかについては、「理解している」が66%、次いで「どちらでもない」が26%、「理解していない」が5%となっている。一方、母親は自分を理解しているかについては、「理解している」が65%、次いで「どちらでもない」が26%となっており、父親の理解度とほぼ同じ状況がみられる。

父親の家事への参加状況については、「する・ときどきする」と「たまにする」が共に38%と多く、「ほとんどしない・しない」が17%となっている。

全 体	する・ときどき する	たまにする	ほとんどしな い	しない	無回答
758 100.0	343 45.3	272 35.9	93 12.3	45 5.9	5 0.7

全 体	父親	母親	祖父	祖母	その他	無回答
615 100.0	325 52.8	569 92.5	69 11.2	147 23.9	106 17.2	1 0.2

全 体	理解している	どちらでもな い	理解していな い	無回答
325 100.0	215 66.2	83 25.5	17 5.2	10 3.1

全 体	理解している	どちらでもな い	理解していな い	無回答
569 100.0	369 64.9	148 26.0	28 4.9	24 4.2

全 体	する・ときどき する	たまにする	ほとんどしな い・しない	無回答
325 100.0	122 37.5	122 37.5	56 17.2	25 7.7

### ④ 結婚や育児

将来の結婚願望については、「結婚したい」が64%、次いで「わからない」が19%、「どちらでもない」が11%となっている。

将来の希望する子ども数については、「2人ほしい」が51%、次いで「わからない」が28%、「3人以上ほしい」が10%となっている。

子育てのイメージについては、「かわいいので楽しいと思う」が58%、次いで「不安が多く疲れると思う」が19%、「自由な時間がなく、お金もかかり大変」が15%となっている。

家庭を持ったとき、家庭での子育ての考えについては、「2人協力した方がよいと思う」が93%となっている。一方、家庭での家事の考えについては、「2人で協力した方がよいと思う」が77%、次いで「女性がした方がよいと思う」が20%となっている。

全体	結婚したい	結婚したくない	どちらでもない	わからない	無回答
758 100.0	487 64.2	35 4.6	84 11.1	146 19.3	6 0.8

全体	1人ほしい	2人ほしい	3人以上ほしい	子どもはほしくない	わからない	無回答
758 100.0	44 5.8	387 51.1	78 10.3	32 4.2	210 27.7	7 0.9

全体	かわいいので楽しいと思う	不安が多く疲れると思う	自由な時間がなく、お金もかかり大変	子どもが嫌いなので苦しいと思う	その他	無回答
758 100.0	437 57.7	146 19.3	116 15.3	25 3.3	29 3.8	5 0.7

全体	女性がした方がよいと思う	男性がした方がよいと思う	2人で協力した方がよいと思う	祖父母がした方がよいと思う	その他	無回答
758 100.0	33 4.4	3 0.4	701 92.5	1 0.1	13 1.7	7 0.9

全体	女性がした方がよいと思う	男性がした方がよいと思う	2人で協力した方がよいと思う	祖父母がした方がよいと思う	その他	無回答
758 100.0	152 20.1	5 0.7	584 77.0	-	11 1.5	6 0.8

## ⑤ 仙北市での定住意向

「住みたい」が30%、「わからない」が48%、「住みたくない」が22%となっている。

また、「住みたくない」という回答者の理由については「仕事がない」が48%、「遊ぶところがない」が43%、「魅力がない」が35%となっている。

問38 仙北市での定住意向[%]				
全 体	住みたい	住みたくない	わからない	無回答
758 100.0	229 30.2	164 21.6	360 47.5	5 0.7

問38-1 住みたくない理由[%・複数回答]						
全 体	仕事がない	魅力がない	遊ぶところがない	親元から離れた たい	その他	無回答
164 100.0	79 48.2	57 34.8	71 43.3	50 30.5	40 24.4	2 1.2

### 3. ゲームやインターネットについて

#### ① ゲーム機（小学生・中高生）

ゲーム機（携帯電話のゲームを除く）の所持状況については、「持っている」が小学生児童保護者で90%、中学・高校生で86%、「持っていない」が小学生児童保護者で9%、中学・高校生で13%となっており、若干小学生の所持率の方が高い。

ゲーム機を使う時間については、小学生児童保護者で「1時間程度」が61%、「3時間程度」が20%、「ゲーム機はあるがほとんどゲームはしない」が16%となっている。また、中学・高校生では、「ゲーム機はあるがほとんどゲームはしない」が42%、「1時間程度」が36%、「3時間程度」が18%となっており、小学生児童の方がゲーム機の使用時間が長い状況がみられる。

ゲーム機の使用状況については、小学生児童保護者と中学・高校生で若干選択肢は異なるが、小学生児童保護者では、「子どもどうしで使っている」が52%、次いで「子どもがひとりで使っている」が41%、「家族みんなで使っている」が34%となっている。また、中学・高校生では、「自分ひとりで使っている」が57%、次いで「家族みんなで使っている」が34%、「友達どうしで使っている」が27%となっており、小学生児童保護者では「子どもどうしで使っている」割合が高いのに対して、中学・高校生では「自分ひとりで使っている」割合が高い。

ゲーム機の所持	小学生児童 (%)	中高生 (%)
持っている	90.0	86.4
持っていない	8.8	12.8

ゲーム機を使う時間	小学生児童 (%)	中高生 (%)
1 時間程度	60.9	36.3
3 時間程度	20.1	17.6
5 時間以上	1.2	3.7
子どもの状況はわからない	0.7	
ゲーム機はあるがほとんどゲームはしない	15.9	42.1

ゲーム機の使用状況	小学生児童 (%)	中高生 (%)
家族みんなで使っている	34.0	34.2
子ども（友達） どうしで使っている	52.2	26.7
子ども（自分） がひとりで使っている	40.9	56.9
主に親が使っている	1.5	1.5

## ② インターネット（小学生・中高生）

インターネットのサイト検索・閲覧等については、「している」が小学生児童保護者で 23%、中学・高校生で 64%、「していない」が小学生児童調査で 75%、中学・高校生で 35%となっており、中学・高校生では使用している割合が小学生に比べてかなり高い状況がみられる。

インターネットを使う時間については、小学生児童保護者では「30 分以内」が 66%、「1 時間程度」が 30%となっている。中学・高校生では「1 時間程度」が 37%、「30 分以内」が 25%、「2 時間程度」が 24%となっており、使用時間についても中学・高校生の方が長い状況がみられる。

インターネットの使用状況については、小学生児童保護者と中学・高校生で若干選択肢は異なるが、小学生児童保護者では「家族みんなで使っている」が 93%、「子どもどうしで使っている」が 9%となっている。また、中学・高校生では、「家族みんなで使っている」が 53%、「自分の関心ごとに使っている」が 52%、「友達との情報共有の手段等で使っている」が 24%となっている。

インターネットでのサイト検索・閲覧等	小学生児童 (%)	中高生 (%)
している	22.7	64.4
していない	75.2	34.8

インターネットの使用時間	小学生児童 (%)	中高生 (%)
30分以内	65.6	24.6
1時間程度	29.6	37.3
2時間程度	4.0	24.2
3時間以上	-	13.3

インターネットの使用状況	小学生児童 (%)	中高生 (%)
家族みんなで使っている	93.3	53.1
子どもどうしで使っている	9.1	
子どもがひとりで使っている	1.6	
友達との情報共有の手段等で使っている		24.2
自分の関心ごとに使っている		52.0

---

## 第5章 計画の基本的方向

---

### 1. 計画策定にあたっての視点

#### ① 子育て家庭への応援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取組が重要になってきます。

就学前児童の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や専門的な相談、子育て経験者との相談が求められています。

また、専業主婦の子育て不安が高いことも指摘されており、専業主婦を対象とした子育て支援の強化も必要です。

さらに、0歳児の母子密着がその後の子育てのあり方や子どもの育ちに大きな影響を与える調査なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

#### ② 次代の社会を築く子どもの自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会になっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを生み、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

#### ③ 地域で育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭にのみ子育てを負わせる状況ではなくなっています。子育てしやすいまちづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が必要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたまちづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるまちづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力（「地域力」）を高めることが期待されます。

そのために、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、事業所、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。

また、ボランティア団体やNPOを始めとする様々な地域活動団体や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していく必要があります。

#### ④ サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みを行っていきます。

#### ⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの一つとして少子化対策の観点からも重要であり、事業所に対し、仕事と子育ての両立が図られる職場づくりを促進するための取組みを進めていきます。

## 2. 基本理念

仙北市次世代育成支援行動計画（後期計画）の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

**いきいき のびのび 子育てのまち 仙北**

### 3. 基本目標

後期計画の基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。

#### 基本目標1 地域における子育ての支援

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの子どもの成長と子育てを応援します。

#### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親子の健康が確保されるため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを応援します。

#### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開できるよう応援します。

#### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう応援します。

#### 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育てと仕事の両立ができるように、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）」に対する理解を図り、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、子育て家庭に配慮した取組みを進めるとともに、企業に対しても、地域の一員として子育てについての理解や協力を働きかけていきます。

#### 基本目標6 子ども等の安全の確保

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを応援します。

## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、母子家庭の自立支援、障がい児対策などの課題に取り組み、誰もがあたりまえに暮らせる地域づくりを支援します。

## 4. 施策の体系

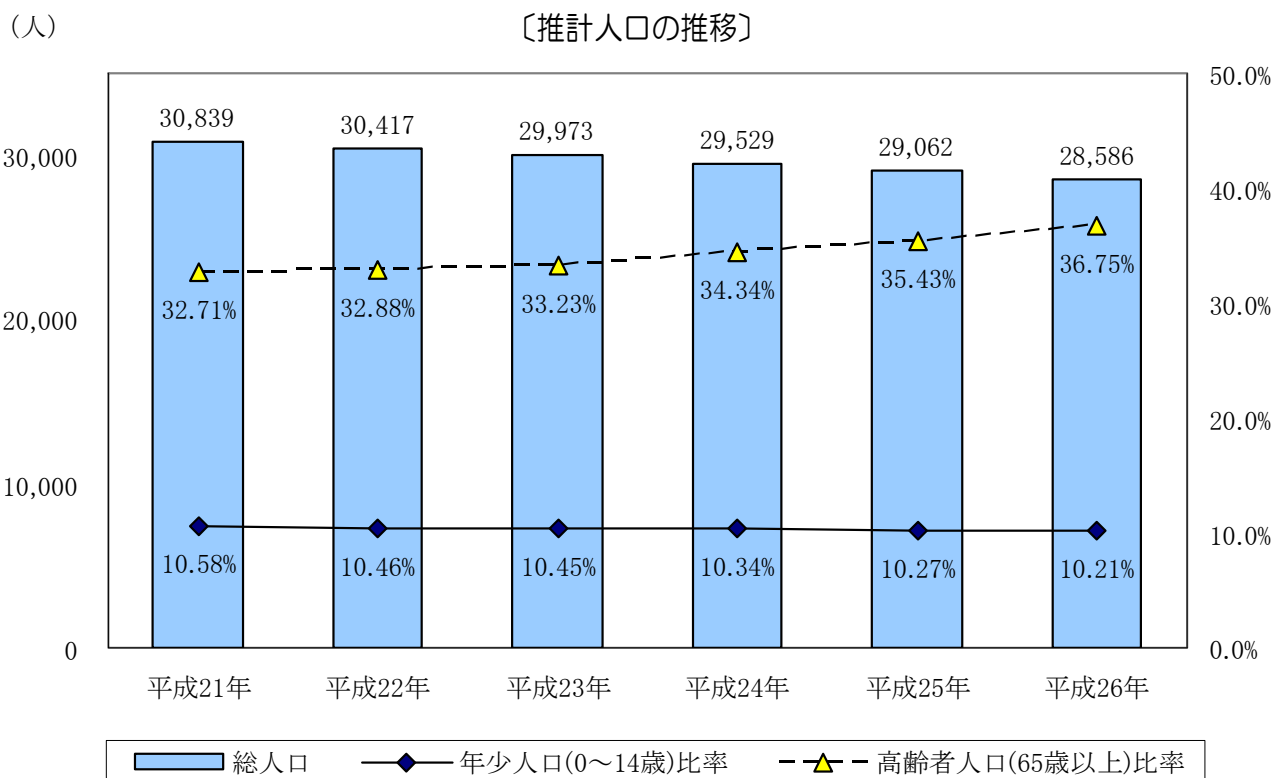
本計画の施策の体系は以下のとおりとします。



## 5. 人口推計

平成 21 年からの人口を推計すると、総人口は減少傾向で続き、目標年度の平成 26 年は 28,586 人になると推計されます。

人口構成比にはやや変化がみられ、14 歳以下の年少人口比率は概ね減少傾向で推移し、平成 26 年は 10.21%に、65 歳以上の高齢者人口比率は増加傾向で推移し、平成 26 年には 36.75%となることが推計され、少子高齢化の傾向が続くものと予想されます。



(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	30,839	30,417	29,973	29,529	29,062	28,586
0～14 歳	3,262	3,182	3,133	3,053	2,986	2,918
年少人口比率	10.58%	10.46%	10.45%	10.34%	10.27%	10.21%
15～64 歳	17,490	17,233	16,880	16,336	15,778	15,164
生産年齢人口比率	56.71%	56.66%	56.32%	55.32%	54.30%	53.04%
65 歳以上	10,087	10,002	9,960	10,140	10,298	10,504
高齢者人口比率	32.71%	32.88%	33.23%	34.34%	35.43%	36.75%

※平成 21 年は 9 月末実績

---

## 第6章 本計画の着実な推進と施策の点検

---

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、市全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、市民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

### 1. 基本的姿勢

#### ① 総合的な施策の展開

この計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

#### ② 具体的な進ちよく状況の説明

計画の進ちよく状況については、市のホームページ等で公表しています。今後も、進ちよく状況について具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

### 2. 計画の推進体制

#### ① 庁内体制の整備

必要に応じて庁内の横断的な組織を設置し、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

#### ② 地域協議会の活用

地域協議会において、計画策定及び進捗状況などの説明・報告や推進に向けての協議・意見交換を行います。

### ③ 市民への周知と意見聴取

本計画の実施状況等に係る情報を広報紙やホームページ等により公開し、市民に分かりやすく周知を図ります。

## 第7章 後期計画の目標

前期計画において設定された事業目標について、平成 21 年度の実績を以下に示すとともに、後期計画の目標年度である平成 26 年度までに、達成すべき目標を次の通り設定します。

項番	事業名	前期計画 目標	平成 21 年度 実績見込み	後期計画 目標	備 考
		平成 21 年度		平成 26 年度	
1	通常保育事業	8 箇所 746 人	8 箇所 773 人	8 箇所 715 人	
2	延長保育事業	5 箇所 63 人	－箇所 －	3 箇所	
3	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	6 箇所 340 人	4 箇所 135 人	5 箇所 218 人	
4	一時預かり事業	5 箇所 15 人	5 箇所 45 人	5 箇所	
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1 箇所 3 人	1 箇所 －人	1 箇所	
6	地域子育て支援センター事業	5 箇所	5 箇所	5 箇所	
7	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	－	－	1 箇所	
8	ファミリー・サポート・センター事業	－	－	1 箇所	
9	認定子ども園の設置、幼保の一体化の推進	－	－	認定子ども園の「全体計画」の策定及び実施工程の作成	

※ 1～8 の事業は、特定 14 事業にかかる目標

※ 平成 26 年度の後期目標について、「通常保育事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の人員は定員数を記載しています。



# 第2部 各論



# 第1章 地域における子育ての支援

## ◆ 現状と課題 ◆

本市では、将来的に人口規模は減少傾向と推計されますが、出生数に関しては、この5年間は200人前後を推移し、横ばいの状況が続いています。

しかしながら、保育所（市内9か所）の利用者は大幅に増加している一方、幼稚園（市内4か所）の利用者は大きく減少している状況にあります。保育所、幼稚園を含めた全体の規模に大きな変化はないものの、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴う保育需要の多様化等により、時間延長や一時保育などの保育ニーズはますます高くなっています。

アンケート調査による母親の就労状況（育児休暇等を含む）は、就学前児童保護者で約75%、小学生保護者で約79%となっています。子育て家庭が安定した収入を確保しながら、仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図っていく必要があります。

放課後児童クラブは、市内4か所（小学校3か所、児童館1か所）に設置されており、保護者が就労等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対して生活の場を提供しています。アンケート調査でも、小学生保護者の4割以上の方が利用意向があると回答しており、今後は各小学校区への設置、地域の公民館、学校・保育所との連携を進めていく必要があります。

また、児童等の健全育成のため地域子育て支援センターにおける各種活動が大きな役割を果たしてきたところです。

児童等の健全育成に対しては、精神的、経済的自立を促し、次代の市を担う市民として、その意識づけが重要となっています。そのために、地域に対する理解や職業やボランティアへの参加、各種体験学習も重要となっています。

一方、アンケート調査における「日常悩んでいることや気になること」については、就学前児童と小学生児童の保護者ともに「子どもとの時間を十分とれないこと」「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の項目で高くなっており、また、どの項目においても、就学前児童保護者の方がより高い回答率となっています。

子育ての悩みや気になること	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
子どもとの時間を十分とれないこと	33.5	25.7
食事や栄養に関すること	30.6	21.0
病気や発育・発達に関すること	25.6	20.4
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	23.6	10.7

地域住民等の会員組織からなるファミリー・サポート・センター事業についても、アンケート調査からの期待も比較的高く、保護者が病気や急用の場合の援助や、急な残業時の預かりなど、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどでまかなえない部分を補完するサービスとして、市民の支え合い意識の広がりによるファミリー・サポート・センター事業も求められています。

また、保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前のお子さんを受け入れて幼児教育・保育を提供するとともに、地域においてすべての子育て家庭を対象に育児相談や親子の集いの場の提供を行うサービスとして、認定子ども園があります。現在本市に認定子ども園はありませんが、アンケート調査での認定子ども園の利用意向については、「利用したい」が48.5%、「利用予定はない」が41.5%となっており、また、利用した場合の日数は、「週5日」が63.7%、「週6日」が21.8%となっています。

さらに、保育園の民営化についての期待や心配については、「保育料が上がったりしないか心配される」が64.5%、次いで「保育サービスの内容や質の低下が心配される」が44.0%、「保育士の減員など保育の質の低下が心配される」が38.8%となっています。

認定子ども園の利用意向	就学前児童 (%)
利用したい	48.5
利用予定はない	41.5
無回答	10.0

保育園の民営化についての期待や心配	就学前児童 (%)
保育料が上がったりしないか心配される	64.5
保育サービスの内容や質の低下が心配される	44.0
保育士の減員など保育の質の低下が心配される	38.8
入園ができなくなるようなことはないか心配される	25.8
保育料が下がることが期待できる	18.8
利用者や住民の理解を得られるか心配される	18.5

これら、保育園の民営化や認定子ども園に対する要望、さらには幼稚園と保育園の一体化といった課題への対応については、次世代育成分野のアクションプランの一つとして、平成22年度以降に「少子化対策・子育てプロジェクトチーム」を立ち上げ、これらの課題を優先的に検討していきます。具体的には、幼保一体化のための市の窓口の一本化や、認定子ども園の全体計画の策定、実施工程の作成等を後期計画の実施期間中に推進していきます。

## 1. 地域における子育て支援サービスの充実

### ① 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

事業名	事業内容
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	児童の病気回復期等の期間に一時的に預かる事業ですが、現在実施していません。今後、必要状況を把握しながら、設置について看護師確保による病院施設への併設や、保育園での専用スペース確保について検討します。
ファミリー・サポート・センター事業	支援を必要とする方とお手伝いする方の双方が事前登録し、働きながら子育てしている方や、子育てに専念している方を対象に一時的、臨時的に児童の育児支援をする事業です。 現在は実施していませんが、今後、市民活動との連携を図り、運営方法や活用施設等を検討の上、平成26年度までに1箇所を目標として設置します。
育児支援家庭訪問事業	現在実施していませんが、母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」や「育児相談事業」と連携を図り、助産師、保健師の訪問による育児支援を検討していきます。

### ② 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	昼間労働等の都合で家庭に保護者のいない小学校低学年児童等を対象に、市内の小校区3か所、児童館1か所に設置されており、全体の定員数は205名となっています。平成22年度より小校区に1か所が加えられ、定員は見直しにより218名となります。今後も学校や地域と連携し、指導員についてもボランティアの参加を促すなど、人員体制の強化等充実を図ります。
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト)	平成21年度から横手市の児童養護施設愛児園に委託し実施しています。平成21年12月現在までの利用者はありませんが引き続き実施します。
幼稚園預かり保育	保育に欠ける満3歳児から小学校就学に達するまでの園児を対象として、家庭外就労や、寝たきり者等の介護のために園児の保育に当たる方がいない場合に実施しています。今後も引き続き実施します。

③ 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必

要な情報提供・助言を行う事業

事業名	事業内容
地域子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互に交流したり、気軽に相談できる地域の子育て支援拠点として、市立認可保育園 5 か所に開設しています。子育てについての相談、情報の提供、助言等を保育士等が行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを推進しています。今後も、従来の園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、子育て支援活動を行う NPO 等の団体と連携し、地域に出向いた活動を実施していきます。
つどいの広場事業	つどいの広場は、お子さんとその保護者の皆さんが気軽に集い、遊び、交流、育児相談等を行う広場です。現在は実施していませんが、今後、市民活動との連携を図り、運営方法や活用施設等を検討の上、平成 26 年度までに 1 箇所を目標として設置します。

④ 自治体の子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせ

ん等の実施

事業名	事業内容
情報提供	地域子育て支援センターの機能を中心として、必要な情報が必要な人に届くよう情報提供の手段等について検討します。
育児講座（保育所）	保育所において、保育士・栄養士を講師として、育児不安が軽減できる内容やより楽しく育児できるような内容の講座を開催しています。親同士や保育者と情報交換しながら、楽しく育児に携われるよう働きかけとともに、親子の体験活動を通して、人とのかかわり方や育児力の向上を図っており、今後も実施していきます。

## 2. 保育サービスの充実

### ① 保育所定員

事業内容
児童人口全体は減少傾向にありますが、保育所の利用は増加傾向にあり、今後も待機児童が発生しないよう定員の確保を図ります。

### ② 通常保育・延長保育事業

事業内容
市内 8 箇所の子育て支援センターで、開所時間 11 時間（7:30～18:30）の中で、原則 8 時間の保育を実施しています。また、入園児保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し開所時間内での保育を今後とも継続します。また、保育時間の延長については、今後の必要状況を把握しながら検討します。

### ③ 休日保育事業

事業内容
現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら設置について検討します。

### ④ 一時保育事業

事業内容
一時保育事業は、市内 5 か所の保育所で実施しています。保護者の疾病やリフレッシュ等の理由による多様な利用形態がみられるため、今後も引き続き実施します。

## ⑤ 認定子ども園の設置、幼保の一体化

### 事業内容

認定子ども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前のお子さんを受け入れて幼児教育・保育を提供するとともに、地域においてすべての子育て家庭を対象に育児相談や親子の集いの場の提供を行うものです。後期計画期間中に、認定子ども園設置のための全体計画の策定や実施工程の作成を行います。

また、認定子ども園の運営方法等の検討や、幼稚園と保育所の一体化のための窓口の設置、保育所の民営化等の課題を、平成22年度以降に組織化する「少子化対策・子育てプロジェクトチーム」において優先的に協議していきます。

## 3. 子育て支援のネットワークづくり

### ① 子育てネットワークの整備

### 事業内容

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を検討します。地域子育て支援センターや今後検討が図られるファミリー・サポート・センター事業の機能を中心に、NPOや子育てサークル等の団体と連携し、ネットワークづくりを推進します。

### ② 情報提供体制の強化

### 事業内容

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、情報の提供を図ります。また、広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

地域子育て支援センターの機能を活用するとともに、各保育所や幼稚園の情報提供については、市のホームページによる広報を引き続き実施します。

#### 4. 児童の健全育成

##### ① 児童の居場所や活動の場の確保

事業名	事業内容
<b>既存施設を利用した居場所づくり</b>	アンケート調査結果では、「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場がない」という意見が多くみられました。これをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、公共施設あるいは民間の既存施設の有効利用活用を検討します。
<b>中学生・高校生の居場所づくり</b>	児童の健全な遊び場の提供や健康増進、情操を豊かにすること等を目的とし、市内2箇所に児童厚生員を配置し児童館を運営しています。また、中学生や高校生などについても、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後及び週末、さらには長期の休暇等の居場所づくりを、既存の公共施設等を活用しながら進めます。
<b>体験学習の場の整備</b>	市内中学校では、身近な職場を訪問し、自分の将来の生き方と学ぶことに結びつけることにより、進路選択への更なる意欲・関心を持たせる目的で職体験活動を行っています。また、総合学習の時間において文化財施設等を見学し、自らを育んだ郷土を見つめ直す機会を創出しています。今後も、青少年を対象とした自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を提供します。

##### ② 健全育成及び非行対策

事業名	事業内容
<b>教育・啓発活動</b>	学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。また、「性の逸脱行動」のみを取り上げるのではなく、生徒指導上の諸問題として、「いじめ」や暴力行為等を含めた啓発活動を推進します。
<b>少年非行の防止及び立ち直りの支援</b>	学校では、生徒指導を通して適切に指導をするとともに、問題を抱える児童・生徒に対する支援についても、関係機関との連携の上、立ち直りに必要な支援を行っています。今後も、少年非行を防止するため、学校での教育を充実するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロール

事業名	事業内容
	<p>を実施するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。また、少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。</p>

### ③ 引きこもり及び不登校への対応

事業内容
<p>現在は、適応指導教室「さくら教室」の開設や、「仙北市スクールカウンセラー」による相談活動を実施しているほか、大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオよこて」等の関係機関とも連携を図っています。今後も、学校や保護者のほか、民生児童委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めます。</p>

### ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業内容
<p>有害環境対策については、年2回（夏・秋）、県、警察、市役所が合同で「条例関係施設一斉立入調査」として、書店・コンビニ・DVD 自販機等の有害図書等のチェックを行っているほか、市民1名を「青少年有害環境モニター」に委嘱し、市内有害環境の情報収集やインターネットの有害サイト等のチェックを実施しています。引き続き、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売しているコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかけていきます。</p>

### ⑤ 民生児童委員活動の充実

事業内容
<p>民生児童委員は、仙北市要保護児童対策連絡協議会のケース個別会議への出席や、対象家庭の見守り等地域活動の面で大きな役割を担っています。また、平成21年度からは、こんにちは赤ちゃん事業の訪問を主任児童委員が行っており、日常的に市行政との連携を図っています。児童虐待への民生児童委員の対応等、地域活動における役割はますます大きくなっており、引き続き連絡体制を十分にとって活動を支えていきます。</p>

## 5. 交流事業の充実

### ① 世代間・異年齢児との交流

事業内容
世代間や異年齢児との交流については、老人福祉施設の訪問や、保育所・幼稚園等との交流活動・異年齢児交流を実施しています。また、中・高校生は、キャリア教育の一環として、保育所・幼稚園等で体験活動を実施しています。今後も、現在実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促していきます。

### ② 園庭・園舎の開放

事業内容
地域子育て支援センターの機能として、保育所、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。

## 第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### ◆ 現状と課題 ◆

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

最近では、子育て不安を訴える母親の増加や、幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなっています。

子育てや子どもの成長・発達等について、アンケート調査でも多くの保護者が悩んでいる様子がうかがえ、特に就学前児童保護者では、4人に1人が「病気や発育・発達に関すること」で悩むことがあると回答しています。また、子育て支援施策については、「安心できる医療体制を整備してほしい」が就学前児童保護者・小学生保護者ともに6割以上の高い回答率となっており、安心できる医療体制の整備は、市に望む子育て支援策の中でも要望が多いため、引き続き医療体制の充実を図っていく必要があります。

子育て支援施策の充実	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
安心できる医療体制を整備してほしい	67.2	58.8

一方、子どもの食生活については、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの指摘とともに、食事を介しての家族のコミュニケーション不足の問題も指摘されています。

食生活の乱れは、子どもの肥満や十分な知識のないままの無理なダイエットなど、子どもの成長・健康への影響はもちろん、問題行動との関連性も指摘されています。

また、アンケート調査の家族一緒に朝食を食べている状況については、就学前児童の10%、小学生児童の15%、中高生においては約半数が「子どもだけで食べている」状況です。

こうした状況を踏まえ、食に関する教育を、家族の課題として認識していくとともに、個人の健康の問題ということでとらえるのではなく市全体で取り組んでいくことが重要となっています。

家族一緒に朝食を食べている状況	就学前 児童 (%)	小学生 児童 (%)	中高生
ほぼ家族全員そろって朝食を食べている	34.4	39.5	24.7
母親又は父親どちらかが子どもと食べている	40.1	36.1	17.5
祖父母が子どもと食べている	6.4	4.2	4.1
子どもだけで食べている	10.1	15.2	48.2
家族のほとんどが朝食は食べない	0.6	0.4	—

また、中高生に対するアンケート調査での、たばこや飲酒による病気・健康への影響については、たばこ、飲酒とも、8割前後中高生が「知っている」と回答しており、病気・健康への認知度は比較的高い状況が見られます。

次の世代の父親や母親になる人に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

たばこや飲酒による病気・健康への影響	たばこ (%)	飲酒 (%)
知っている	83.2	76.3
聞いたことがある	14.4	19.8
知らない	1.7	3.3

## 1. 子どもや母親の健康の確保

### ① 母子健康手帳交付時の指導と相談

事業内容
<p>親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。毎月角館地区で2回、田沢湖地区で1回実施しています。妊婦、出産、育児を安心して行なうための情報提供・指導の場であるとともに、不安のある妊婦の把握に努めています。最近では早期の妊娠届出、妊婦検診を実施しているため、月3回では交付機会が少なく、また、随時の交付で指導の機会が不足することもあるため、今後は週1回の交付を検討していきます。</p> <p>引き続き、広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。</p>

## ② 妊産婦・新生児等訪問指導

### 事業内容

保健部門だけでなく、民生児童委員や社会福祉協議会、福祉部門などとの連携を強化し、必要とされる家庭に対し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施しています。

低出生体重児へは届出用紙の提出の有無にかかわらず訪問しており、その他の新生児及び乳幼児については、赤ちゃん全戸訪問からの情報提供を乳幼児健診の場にかす等、福祉との連携を強化しています。

今後は、各種乳幼児健診実施後に継続して指導が必要な子どもや、家庭の事情等により未受診の子どもへの対応として、保健師訪問での状況把握や、専門機関への紹介、個別相談などへの引継ぎ等を強化していきます。また、複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備します。

## ③ 妊婦・乳幼児健康診査

### 事業内容

1歳6か月児、3歳児等の健診や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で引き続き実施します。特に、仙北市では全県一う歯罹患率が高いことを踏まえ、乳幼児健診の場を活用してむし歯予防の啓発に努めており、今後も対策を強化していきます。今後も、これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図るとともに、乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

## ④ 育児相談

### 事業内容

育児相談については、保育園で実施している子育て支援センターへの参加や、健康管理センターの子ども開放日などでの相談の場を広げるとともに、様々な機会を活用し引き続き実施します。

マタニティ教室や幼児教育については、父親の参加も含めて参加を呼びかけます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用して親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

## ⑤ 学校保健法による健康診査等

事業内容
学校保健法等及び学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進しています。 学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、最近では心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めるとともに、家庭への啓蒙、連携・協力に関する事項の徹底を図っています。

## 2. 「食育」の推進

### ① 食育の推進

事業内容
食育については、各種乳幼児健診時や個別指導時に相談等に対応しているとともに、親子の料理教室等において、食を通じた家族関係づくりや年齢に応じた食に関する学習の場になるよう努めています。今後も、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

### ② 地産地消の推進

事業内容
地産地消については、秋田県の基準を目安にして、学校給食の地元食材の活用が図られています。引き続き、地産地消の視点から地元農協との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

### ③ 体験学習等の充実

事業内容
農業体験は、各学校それぞれの特徴ある学習・実習として実施されています。今後も、学校の総合的学習等の時間を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。

### 3. 思春期保健対策の充実

#### ① 性教育

事業内容
性教育については、学校保健の学習や生徒指導を通して実施されています。引き続き、学校で実施されている性教育の授業に、資料の提供等を通して協力するとともに、性に関する健全な意識形成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する情報提供を行います。

#### ② たばこ・アルコール・薬物に関する教育

事業内容
学校保健の学習や生徒指導を通して実施されています。今後も、学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進するとともに、家庭と地域の協力を得て活動ができるように連携を図ります。

#### ③ 思春期保健事業

事業内容
中・高校生を対象に、キャリア教育の一環として、保育所・幼稚園等で体験活動を実施しています。今後も、生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、中・高校生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持てるよう、保育所や幼稚園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

### 4. 小児医療の充実

#### ① 小児医療の充実

事業内容
小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、総合的な体制整備が急務となっています。また、アンケート調査においても高い要望が出ており、県や近隣市及び関係機関との連携に引き続き努めていきます。また、休日・夜間の救急医療の周知については、引き続き関係機関との連携により実施します。

## ② 周産期医療の強化

### 事業内容

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、搬送体制なども含め県や医療機関等の関係機関に対して、要望を図っていきます。

## ③ 乳幼児医療費助成

### 事業内容

乳幼児医療費助成については、乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように、手続きの簡素化等について検討します。

## ④ 小児救急法講習会

### 事業内容

小児救急法講習については、様々な機会を活用して講習が開催されています。今後も、子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習機会を引き続き提供します。

## 第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### ◆ 現状と課題 ◆

これからの激しい社会に生きる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむ教育の充実が求められています。

秋田県における児童・生徒の学力や体力は全国でもトップクラスにあり、仙北市でもその水準を維持しています。一方で、読解力を必要とする問題や記述式問題、知識・技能を活用する問題に対する取り組み、あるいは自分をアピールするなどの自己表現力については、まだまだ力不足であると学校現場では認識しています。また、学習意欲や学習習慣・生活習慣などで課題がみられる面もあります。

市民の学校教育に対する関心では、心の教育の充実が大きな役割を示しています。少子化傾向の中にあって、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもたちに豊かな人間性をはぐくむとともに、特色ある学校づくりを推し進めていく必要があります。

#### 1. 次代の親の育成

##### ① 次代を担う親の教育

###### 事業内容

中・高校生は、キャリア教育の一環として、保育所・幼稚園等で体験活動を実施していますが、職場体験を受け入れてくれる企業・団体が少ないのが課題となっています。引き続き、中学生、高校生等が子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。また、次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取組みます。

##### ② 児童の人権の確保

###### 事業内容

法務省人権擁護局等の事業を通じて、啓蒙を図っています。今後も、子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の市を担う希望の存在として、尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

## 2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### ① 確かな学力の向上

#### 事業内容

全国学力・学習状況調査や秋田県学習状況調査等の結果や分析を踏まえ、各小・中学校の課題解決に向かって、PDCA サイクルに基づいた改善施策を計画・実施し、「確かな学力向上」に取り組んでいます。引き続き、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。

### ② 豊かな心の育成

#### 事業内容

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動等の取組みを充実し、思いやりの心や郷土の自然や歴史・文化を愛する心を育てていきます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。

### ③ 健やかな身体の育成

#### 事業内容

地域におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めていきます。また、学校においては、体育の授業を充実させるとともに、学校相互間の交流を増やし、部活動やスポーツ少年団活動等の充実を図ります。

#### ④ 信頼される学校づくり

事業名	事業内容
<b>学校と地域の連携 (学校支援地域本部事業)</b>	学校（生保内小学校）支援地域本部事業として、地域教育協議会を年3回開催し、学校の現状や要望を聞きながら、事業実施の普及・啓発・広報や、学習支援活動、登下校パトロール活動、校内環境整備等の学校に見合った活動の企画、立案等を行っています。今後は、学校側が必要としている内容の把握と収集のほか、コーディネーターの配置と人材育成を検討していきます。
<b>学校と地域の連携 (特色ある幼稚園・学校づくり)</b>	幼稚園・学校においては、地域や家庭との一層の連携を図るとともに、地域の人々との交流や施設・設備の利活用による体験活動等を通して、特色ある幼稚園・学校づくりを行っています。また、学校評議員制度を活用し、幼稚園・学校経営に対して、常に評価・改善を図っていきます。
<b>学校施設整備</b>	神代小学校改築工事、生保内小学校・神代中学校耐震補強工事により、仙北市内の小・中学校の耐震補強工事は完了しました。また、学校施設は児童・生徒の活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難所でもあることから、その安全性の確保のため引き続き施設の整備を行います。また、設備面では、地デジ対応及びパソコンの更新事業等の情報化教育のための施設整備を進めていきます。
<b>交流事業の充実</b>	文部科学省による「豊かな体験活動推進事業」等で、西明寺小学校児童が東京都本郷小学校児童と交流活動を実施しています。また、歴史的な繋がりによる交流事業は、今後、青少年のみを対象にした事業とせず、都市間交流事業の中での継続を検討します。

#### ⑤ 幼児教育の充実

事業内容
公共図書館では、月1回の読み聞かせや、年2回発行の学習資料館だよりを行っているほか、公共図書館がないところへの図書の配布や図書館環境整備の取組みを実施しています。また、保・幼・小の交流については、交流活動及び就学等に向けた情報交換など、各小学校の学区域単位で実施しています。今後も、図書館における読み聞かせなど、幼児や児童・生徒向けの各種講座の充実に努めていくほか、公共図書館と学校図書との連携を図るための関連部署とのネットワーク化の推進や、現在行われていない児童館への図書配本を検討していきます。

## 事業内容

また、就学に向けての情報提供や、行事への参加呼びかけ等、保育所・幼稚園と小学校の連携体制の一層の充実に努めます。

### 3. 家庭や地域の教育力の向上

#### ① 家庭教育への支援の充実

事業名	事業内容
<b>家庭教育ネットワークの充実</b>	<p>関係機関が連携し、主に以下の「子育て講座」や「講演会」、「スポーツ活動」等を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 西木地区の各保育園を会場に年 1 回親子ふれあい教室を開催。</li> <li>● 西木地区小中学校の授業参観日に家庭教育講演会を開催。</li> <li>● 桧木内小、西明寺小就学健診の待ち時間を利用し、保護者対象の家庭教育講座等を開催。(各校 1 回)</li> <li>● 西木地区 3 保育園の園児と保護者を一堂に集め、幼児学級「くれよん広場」を開催。</li> </ul> <p>今後も、教育委員会、公民館、保健・福祉部門との連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、幼稚園や保育所、小中学校の授業参観や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の整備に努めます。</p>

#### ② 地域の教育力の向上

事業名	事業内容
<b>地域活動の充実</b>	<p>体験活動や世代間交流については、各学校や民間団体単位で積極的に行われており、また、学校開放においても定着が図られています。今後も、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力の向上を図っていきます。また、体育施設利用については、地域利用だけにとどまらず、市民全体での利用促進を目指していきます。</p>

事業名	事業内容
<b>スポーツクラブ等の整備</b>	<p>各校区におけるスポーツ振興会の年度事業計画に基づき、体育指導委員の協力指導による大会運営が開催されています。また、体育協会は、種目ごとにあり、それぞれの種目を通じ児童の健全育成に努めています。</p> <p>今後は、体育施設毎の利用団体の組織化を進め、地域総合型スポーツクラブの設立に向け支援していきます。また、活動をしている地域総合型スポーツクラブの支援も平行して行っていきます。</p>

#### 4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

##### ① 有害環境対策の推進

事業内容
<p>性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。</p>

## 第4章 子育てを支援する生活環境の整備

### ◆ 現状と課題 ◆

住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。都市計画道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。

就学前保護者に対するアンケート調査の「子どもとよく行く場所」については、約4割の方が「運動公園や近所の公園」と回答しています。子どもの遊び場についてのアンケート調査での要望も高くなっており、「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」の回答が多く寄せられ、場所的に不足であると感じている様子がうかがえます。子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、子ども達の遊びや活動の場・機会を充実していくことは重要な課題です。児童健全育成を推進していくため、子ども達がいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図っていく必要があります。

遊び場について感じること	就学前児童 (%)
近くに遊び場がない	62.8
雨の日に遊べる場所がない	57.3
同じ年ぐらいの子どもをみかけない	28.2
周辺の道路が危険である	28.1
遊具の種類が充実していない	25.8

### 1. 良質な住宅の確保

#### ① 住宅の確保

事業内容
市営住宅については、平成19年度に生保内地区に市営住宅6戸を建設し、平成21年度には既存のRC造住宅において結露やカビの発生防止のための断熱改修を行う等、年次計画で住環境の改善を図っています。また、入居者の高齢化が進み建替えが困難な状況ですが、順次、用途廃止や建替え、適切な維持管理を推進します。

## 事業内容

さらに、多様化する住宅困窮に対する居住の安定確保を図るため、子育て世帯、高齢者世帯等が安心して居住できる環境整備を進めます。

## 2. 良好な居住環境の確保

### ① 居住環境の確保

## 事業内容

引き続きアレルギー対策の充実、児童遊園の設置と遊具の充実を図り、子供の遊び場の確保など住環境の向上に努めます。

## 3. 安全な道路交通環境の整備

### ① 道路交通環境の整備

## 事業内容

都市計画道路整備率は全体計画の71%となっています。  
子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請していきます。  
今後の整備予定は財政事情等により厳しい状況ですが、策定済みの都市計画マスタープランに基づき、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路整備を進めます。また、中心商業地においては、土地区画整理事業により整備する都市計画道路について、安全・安心して歩ける歩道の整備を進めます。

## 4. 安心して外出できる環境の整備

### ① 公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインを考慮した整備

## 事業内容

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等に努めます。

## ② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

事業内容
公共施設等において、子どもサイズの便器、手洗い器等の整備については必要な取組みが進められています。今後も公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる設備について、関係機関と連携しながら整備を働きかけていきます。

## ③ 子育て世帯への情報提供

事業内容
秋田県では「バリアフリー社会の形成に関する条例」を定め、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安全で快適な生活できるよう積極的に取り組んでいるところです。仙北市でも公共施設の必要な整備を推進しており、今後も必要に応じて、「子育てバリアフリー」マップの作成・配布、各種のバリアフリー施設の整備状況、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。

# 5. 安全・安心のまちづくり推進等

## ① 防犯施設の整備

事業内容
防犯施設については、地域の要望により、通学路や夜間にたまり場となる広場・空地等を含め、毎年防犯灯の予算を盛り込み設置しています。引き続き、通学路や公園等における防犯灯の設置等の整備を進めます。

## ② 公共施設の安全対策

事業内容
道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備について、修繕や改善が必要な時には、防犯設備の整備を進めるなど、利用する市民の安全対策に努めます。
公共下水道については、今後5ヶ年で現在の認可区域の整備が終了します。また、公共・農集の集合処理区域以外は、市町村型の合併浄化槽の設置促進により、市の水洗化の普及率の向上を図ります。

### ③ 公園等の整備

#### 事業内容

平成 21 年 4 月に角館地区に都市公園が新たに 1 か所開設され、市民の憩いの場として利用されています。既存の都市公園等の公園施設については、長寿命化計画を策定のうえ改修を行うとともに、予防保全的な維持管理に努め将来の改築に係るコストの低減を図っていきます。今後も、市民生活に安らぎと潤いをもたらし、様々な要望に応える多様な都市公園の整備を推進します。

## 第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ◆ 現状と課題 ◆

本市はその他親族世帯が占める比率が秋田県及び全国の数値よりも高く 34.8%ですが、核家族世帯は秋田県及び全国より低く 44.0%となっています。また、1世帯当りの人員は 3.05 人と秋田県及び全国の数値と比べると核家族化の進行は緩やかとなっています。

〔世帯の家族類型及び1世帯当りの人員（平成17年）〕

	一般世帯	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	1世帯当たり人員	
		核家族世帯	その他の親族世帯				
仙北市	10,261	8,092	4,518	3,574	30	2,139	3.05
	100.0%	78.9%	44.0%	34.8%	0.3%	20.8%	
秋田県	100.0%	77.0%	51.3%	25.6%	0.3%	22.8%	2.85
全国	100.0%	70.0%	57.9%	12.1%	0.5%	29.5%	2.55

資料：国勢調査

アンケート調査でも祖父及び祖母の同居の割合は 5 割前後と高い割合となっており、また、「子どもを預かってもらえる人の状況」については、「日常的に祖父母等親族に預かってもらえる」「緊急時などは祖父母等親族に預かってもらえる」という意見の合計で就学前児童保護者、小学生保護者とも 9 割以上という高い回答状況となっています。

子どもを預かってもらえる人の状況	就学前児童 (%)	小学生児童 (%)
日常的に祖父母等親族に預かってもらえる	42.5	53.1
緊急時などは祖父母等親族に預かってもらえる	51.8	37.3
日常的に預かってもらえる友人・知人がいる	0.9	3.3
緊急時などに預かってもらえる友人・知人がいる	5.6	10.0

近年は、祖父母と親との間で、育児の仕方や育児観などが異なるケースもみられますが、アンケート調査の子育て支援サービスを利用していない理由において、「子どもの祖父母や親戚がみている」が 2 割以上となっており、仕事と子育ての両立を容易にしている背景があることがうかがえます。

三世帯同居の長所を再確認していくとともに、世代ごとの生活スタイルを尊重した家族のあり方を探っていくことも必要になります。

また、アンケート調査による育児休業制度の利用状況では、母親の4人に1人が利用し、父親においてはなかなか育児休業の利用ができない状況がありますが、子育て家庭が仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図るとともに、出産や育児のために仕事を辞めて再び就業を希望している保護者の再就職の支援等に取り組んでいく必要があります。

事業主に対しては、家庭生活に配慮した多用な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等を図るよう、広報・啓発活動を推進していくことも重要になっています。

## 1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

### ① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

事業内容
<p>地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域住民、事業所等の協力も必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」を進める必要があります。</p> <p>そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。また、子育てと仕事の両立支援に関する行動計画の策定については、平成23年4月から従業員数が101人以上の事業所を対象が拡大され、今後も対象となる事業所に対して計画の策定を呼びかけていきます。</p>

## 2. 仕事と子育ての両立の推進

### ① 仕事と子育ての両立の推進

事業内容
<p>仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターを設置するとともに、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図ります。</p>

## ② 男女共同参画社会の形成

### 事業内容

平成 22 年度に、仙北市男女共同参画推進委員会にて「男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」のわかりやすい周知方法を検討していきます。また、審議会・委員会等における女性比率の現状周知と改善の呼びかけを行っていきます。今後も、若年世代の参加促進を図るため、セミナー等のテーマの設定を考慮し、啓発活動を推進します。

## 第6章 子ども等の安全の確保

### ◆ 現状と課題 ◆

子どもは、成長とともに行動範囲が広くなり、子ども同士の外出の機会も増加します。子ども達が犯罪や事故等の被害にあわないように、学校や保育所、幼稚園においても安全管理体制の向上を図っていくことは重要な取組みとなっています。

交通安全については、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育所や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、さらに教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

最近では、防犯対策として PTA や商店街等を中心に自主的な防犯パトロール活動の実施も増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。本市においても地域住民の協力により実施されている「こども 110 番」など地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを一層進める必要があります。

### 1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### ① 交通安全教育の推進

事業内容
毎年度策定している仙北市交通安全実施計画や仙北市交通安全計画（5年ごとに策定）に基づき、交通安全運動期間中の街頭指導・巡回、児童への意識啓発、交通安全教室の開催、交通安全市民大会の実施、広報活動の実施、新入学・入園児への黄色い帽子の配布、カーブミラー・ガードパイプ・防護策・道路区画線・道路反射鏡等の設置、各幼稚園・保育所・学校単位での PTA・生徒会・父母会等による交通安全運動期間にあわせた街頭指導、ホームルーム等での啓発等、ハード・ソフトの両面から交通安全関係団体や警察と緊密に連携し対策を進めています。 今後も、子どもを交通事故から守るため、警察、幼稚園、保育所、学校、児童館、保護者団体、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、総合的な交通事故防止対策を推進します。

## ② 交通安全団体の支援

事業内容
交通安全母の会に補助金、交通安全協会に負担金を交付しその活動を支援しています。特に母の会は、保育所・幼稚園・小学校への啓発活動を毎年継続して実施しています。今後も、各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

## ③ チャイルドシートの正しい使用の徹底

事業内容
チャイルドシートの着用促進のため、補助金を交付しており、毎年申請件数も増加しています。また、チャイルドシートの使用法の普及については、今後交付申請時等にあわせた広報活動を検討していきます。今後も、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

## 2. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

### ① 防犯対策

事業内容
市防犯協会（9支部）や警察と連携し、イベント・祭典等のパトロール、青色回転灯装着車や防犯マグネットシート装着車での巡回、仙北市防犯協会、仙北地区少年保護育成委員会への負担金助成、のぼり旗の設置等、各種防犯活動を実施しています。今後も、地域、警察署等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。

### ② 地域での見守り

事業内容
防犯協会4支部において児童の見守りパトロールを実施しているほか、PTA単位でも実施しています。また「子供110番の家」が市内全域に設置されています。今後も、各小・中学校のPTAや地域によるパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援するとともに、青色回転灯装着車の配備や見守りパトロールの防犯協会支部活動への拡大等を検討していきます。

### ③ 防犯講習の実施

#### 事業内容

現在、市として防犯講習は実施していないが、仙北地区少年保護育成委員会主催で「仙北地区少年防犯弁論大会」を毎年実施し、中学生の防犯意識高揚に努めています。今後も、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や PTA 活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

## 3. 防災活動

### ① 防災活動

#### 事業内容

平成 19 年度に策定した仙北市地域防災計画に災害時要援護者に配慮した計画づくりを盛り込んでいるほか、「災害時要援護者支援プラン」の策定についても福祉事務所において検討しています。また、避難訓練については、各学校単位で計画的に実施しています。今後も、災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取組むとともに、防災意識の普及啓発と、市内の保育所・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

## 第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### ◆ 現状と課題 ◆

児童虐待は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因として考えられ、児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあります。

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっており、最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、単に児童相談所に対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障がい児については、各保育所での受入れ、通所在宅各サービス等の充実を図り、家族の介護負担軽減が必要となります。

### 1. 児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進

#### ① 虐待防止ネットワークの構築

事業名	事業内容
虐待防止ネットワークの連携強化	<p>平成19年3月に「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所、警察署、民生・児童委員、医療関係機関、教育関係機関、市行政等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援に対し情報交換等を行なっています。</p> <p>虐待件数は横ばいの状況にあるが、内容は複雑化また長期化しており、今後も関係機関の連携強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。</p>

事業名	事業内容
地域や民間の参加促進	仙北市要保護児童対策地域協議会を通じて、地域等の協力を呼びかけています。児童虐待は各家庭内の問題のため接し方が難しく、なかなかネットワークの強化にはまだ繋がっていないのが現状であるが、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生・児童委員はもちろんのこと、各種団体等も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

## ② 早期発見、早期対処

事業内容
虐待の早期発見のためにも、「こんにちは赤ちゃん訪問」として、地区の主任児童委員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き支援を行なっています。心配な家庭については、訪問後直ちに連絡を受け、必要に応じて担当課でも訪問を行なっています。今後も保健課との連携強化に努めていきます。

## ③ 相談機能の強化

事業内容
虐待防止のために、保健、福祉、学校、幼稚園、保育所等と連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。 引き続き、長寿子育て課に家庭相談員を配置し相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携に努めていきます。

## ④ 母親への支援

事業内容
一時保育事業、地域子育て支援センター事業を中心に、家庭の母親の息抜きの場として、保育所でのリフレッシュ型の一時的保育等の活用や、子育てサークルへの参加を促します。

## ⑤ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業内容
仙北市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の支援・保護に対し情報交換等を行っており、引き続き、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

## 2. ひとり親家庭の支援の推進

### ① ひとり親家庭の支援

事業内容
長寿子育て課に母子自立支援員を配置し、母子家庭の就労支援、貸付制度等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備しています。父子家庭については、引き続き民生・児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握するとともに、国の支援施策の強化に併せて市としての支援を図っていきます。

## 3. 障がい児施策の充実

### ① 障がい児施策の充実

事業内容
障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を引き続き実施します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。
障がい児に対しては、障がい児デイサービス事業の充実と保護者に対する療育相談を推進するとともに、障がい児の保育所受け入れについては、必要状況を把握の上検討していきます。



# 資料編



# 1. 仙北市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 19 日告示第 19 号

(設置及び目的)

**第 1 条** この要綱は、次世代育成支援対策推進法第 21 条に基づき、仙北市における行動計画の推進に関しての進捗状況等を説明・報告するとともに、必要となるべき措置についての協議及び意見交換を行うため、仙北市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 地域協議会は委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

**第 3 条** 地域協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 地域協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、団体の役職の委員については副会長等の代理出席を可とする。

(任期)

**第 5 条** 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期中に団体等の役職を辞した場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第 6 条** 地域協議会の庶務は、仙北市福祉事務所長寿子育て課において行う。

(その他)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会において定める。

## 附 則

この告示は、公付の日から施行する。

## 2. 仙北市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期 自平成 21 年 12 月 1 日

至平成 23 年 3 月 31 日

所属及び役職名		委員氏名
角館保育園父母の会	会 長	石郷岡 竜 幸
白岩小百合保育園父母の会	会 長	佐々木 一 人
神代こども園保護者会	会 長	藤 本 寿 人
生保内保育園父母会	会 長	菅 原 義 彦
にこにこ保育園保護者会	会 長	佐 藤 彰 久
ひのきない保育園保護者会	会 長	門 脇 広 次
角館地区民生児童委員協議会	主任児童委員	黒 澤 福 子
田沢湖地区民生児童委員協議会	主任児童委員	菅 原 由 比
西木地区民生児童委員協議会	主任児童委員	山 田 佳 穂
角館地区 P T A 連合会長	角館中学校 P T A 会長	戸 澤 裕 一
西木地区 P T A 連合会長	西明寺小学校 P T A 会長	中 村 清 春
生保内幼稚園 P T A	会 長	中 村 真 之
かくのだて幼稚園家庭会	会 長	黒 崎 聡
子育てサポート『はっぴい・ママ』	代 表	茂 木 一 代

平成22年3月

---

## 仙北市次世代育成支援行動計画（後期計画）

編集発行 仙北市福祉事務所 長寿子育て課

〒014-0592

秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47

TEL 0187-43-2280

---